

第九十一回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第十七号

昭和五十五年五月十三日(火曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

五月八日

辞任

丸谷 金保君
河田 賢治君

補欠選任

阿具根 登君
渡辺 武君

五月九日

辞任

小澤 太郎君
亀長 友義君
阿具根 登君
小谷 守君
大森 昭君
吉田 正雄君
青島 幸男君

補欠選任

中村 太郎君
坂野 重信君
丸谷 金保君
竹田 四郎君
和田 静夫君
福岡 知之君
市川 房枝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

世耕 政隆君

浅野 弘君

細川 護熙君

矢追 秀彦君

中村 利次君

岩動 道行君

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

塚田十一郎君

藤井 裕久君

片岡 勝治君

丸谷 金保君

国務大臣

大蔵大臣

多田 省吾君

政府委員

大蔵省主計局次長

佐藤 昭夫君

大蔵省理財局長

市川 房枝君

大蔵省銀行局長

野末 陳平君

大蔵省銀行局保

渡辺 喜一君

險部長

米里 恕君

事務局側

松尾 直良君

常任委員会専門

伊藤 保君

説明員

渡辺 功君

自治省税務局固
定資産課長

渡辺 功君

本日の會議に付した案件

○地震保険に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○筑波研究学園都市移転跡地の利用に関する請願
(第六一〇号外四件)

○一般消費税新設反対に関する請願(第六六号外
四〇件)

○一般消費税導入反対等に関する請願(第一八〇
号外一件)

○陸上公共輸送整備特別会計の創設に関する請願
(第一八二二号)

○税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する
請願(第一九八号外七件)

○財務局の熊本市存置に関する請願(第三三四号)

○税理士法改悪反対に関する請願(第三四〇号外
四六件)

○税理士法改正反対に関する請願(第三六四号外
一件)

○家具物品税撤廃に関する請願(第三九四号外三
件)

○税理士法の一部改正案反対に関する請願(第四
一一号外七一件)

○税理士法改正案反対に関する請願(第四九九号
外九六件)

○税理士法改正案の廃案に関する請願(第六九六
号外三四件)

○一般消費税実施反対等に関する請願(第八三三
号外一件)

○一般消費税導入反対に関する請願(第九二九号
外一件)

○医薬税制改善に関する請願(第九四二二号外三件)

○一般消費税反対に関する請願(第一二三〇号)

○たばこ値上げ反対に関する請願(第一四二八号)

○不公平税制改正等に関する請願(第一四二九号
外五件)

○台湾設置私有財産補償に関する請願(第一五六
二号外四件)

○身体障害者に対する地方道路税等免除に関する
請願(第一八七一〇号外一四件)

○一般消費税反対・大幅減税に関する請願(第二
九九九号外二件)

○一般消費税の新設反対等に関する請願(第二三
四三三号)

○公共事業用地等の提供者に対する譲渡所得の控
除に関する請願(第二三八九号)

○合理的な医薬税制の確立に関する請願(第二八
二二二号外二件)

○金融機関等の週休二日制実施に関する請願(第
二八八七号外一八件)

○公共用地の取得推進に係る税制改正に関する請
願(第一九八〇号)

○ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減
免等に関する請願(第二九九〇号外一五件)

○中小清酒製造業者による日本酒の生産振興に関
する請願(第三〇八四号外一件)

○在外財産補償の法的措置に関する請願(第三四
一一号外七件)

○松本営林署庁舎改築に伴う跡地払下げに関する
請願(第三四二二号)

○医薬税制確立等に関する請願(第三四二二号)

○公立高校用地確保のための筑波移転跡地払下げ
等に関する請願(第三四四五号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る八日、河田賢治君が委員を辞任され、その
補欠として渡辺武君が選任されました。

また、九日、小谷守君、大森昭君、吉田正雄
君、青島幸男君、小澤太郎君、亀長友義君が委員
を辞任され、その補欠として竹田四郎君、和田静
夫君、福岡知之君、市川房枝君、中村太郎君、坂
野重信君が選任されました。

○委員長(世耕政隆君) 地震保険に関する法律の
一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。竹
下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりまし
た地震保険に関する法律の一部を改正する法律案
につきまして、提案の理由及びその内容を御説明
申し上げます。

地震保険制度は、昭和四十一年に発足したもの
であります。このたび政府は、地震等による被

災害者の生活の安定に寄与するため、てん補される損害の範囲を拡大するとともに、付帯される損害保険契約の保険金額に対する地震保険金額の割合を引き上げる等の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、てん補される損害の範囲につきまして、現行制度では全損のみをてん補することとしておりますのを政令で定める損害に改めることとし、てん補される損害の範囲を拡大することといたしております。

第二に、地震保険金額につきまして、現行制度では付帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十に相当する額としておりますのを改め、百分の三十以上百分の五十以下の額に相当する金額とすることといたしております。

第三に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、原則として地震保険契約を新たに締結することができないことといたしております。

このほか、所要の規定の整備を図ることとしてしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 今回の改正では、特に限度額が非常に大幅に上げられております。従来に比べて一挙に大きく上げた理由、これは物価が非常に上昇している中で、限度額が突如として合わなくなつたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(松尾直良君) 今回、限度額が建物につきまして一千万、動産につきまして五百万と大幅に引き上げになっておりますが、今回の引き上

げになりました背景といたしますのは、一つは、五十三年、御案内のとおり宮城県沖地震というのが起こりまして、現行の地震保険についてのいろいろな御批判、御不満というものがあつたわけでございますが、その一つといたしまして、保険金額が小さ過ぎるではないかという御要望が非常に大きかつたわけでございます。

やはり保険として機能するためには、建物なら建物というものが復旧されるに足るようなものでなければならぬという御要望が強かつたのでありまして、そういった点を勘案をいたしまして、最近におきます建物の建築費等を勘案をいたしまして一千万と五百万というものに引き上げをいたしました、こういうことでございます。

○丸谷金保君 四十一年の発足当時から、四十七年、五十年と限度額が改定されております。しかし、大体五十年までの約十年間はおおよそ倍々ゲ

ームで、何年か一回かの改定ということとございまして、十年か三倍以上にしか限度額が上がつていない。それが五十年からここの改正、この間では一気に四倍になった。ちょっと何か、現況に合わせてやつたことはわかるのですが、従来の取り扱い方というのは、いかにも何か消極的過ぎたのではないかと。審議会の意見を踏まえて、その意見どおりに持っていくという提案が出てきているわけですが、審議会そのものは一体宮城沖の地震があるまでの間には何回くらい開かれて、こういう限度額の引き上げが行われたのですか。

○政府委員(松尾直良君) 保険審議会はしばしば毎年のように開かれておりますが、お尋ねの地震保険について従来どういふ審議があつたかという点につきましては、四十一年に地震保険を発足いたしますときに地震保険制度のあり方、組み立て方ということと十分な議論を尽くしていただきました。それから特に地震保険についての審議を行つたということは、昨年と申しますか、一昨年の秋から昨年にかけてまでは特にございせんでした。

それから、従来の限度額の引き上げに比べて今回非常に大幅ではないかという御指摘でございますが、地震保険制度を発足いたしますときに、御案内のとおり限度額が建物九十万円、動産六十万円でスタートしたわけでございますが、このときには国会の審議におきましても少し低過ぎるのではないかと御意見もあつたわけでございます。

この九十万、六十万を決めたときのいろいろな考え方、一つといたしまして、地震損害、地震災害というものが、火災であるとか自動車といったようなほかの事故に比べて、やはり地震損害というのは非常に異常、巨大であると。この限度額を決めます場合の一つの要素といたしまして、やはり担保能力と申しますか、保険金の支払い能力というものも考えなければいけないという要素があるわけでございます。

九十万、六十万でスタートいたしましたので、当時御審議の際に、これをやはり逐次引き上げていくことを考えるべきであるという御意見、現に附帯決議もあつたわけとございまして、そういった点を踏まえて、この担保能力の充実等を勘案しながら、倍々とまでまいりませんが、百五十万、二百四十万というふうに引き上げてきた。今回、宮城県沖地震を契機といたしまして、二百四十万というのがいかにも低いではないかという御批判が非常に強かつたわけでありまして。

先ほど申しましたように、やはり地震を一つの保険という中に組み込むからには、この保険金によつて建物が修築されるに足るもの、そういうところのやはり限度額を考へるべきではないかと御意見が非常に強かつたわけとございまして。そういう世論と申しますか、一般の御要望を踏まえながら審議会におきましてもいろいろ御議論がございまして、やはり一千万、五百万というところが妥当ではないかと、こういう答申をいただきました。そのように措置をいたしましたということとございまして。

○丸谷金保君 今回上げたということは、この審

議会の意見を踏まえて上げたということとわかるんですが、たとえば国会の附帯決議というのは何なんだろうかと、実は記録を読みながらその感を深くしたんです。すでに法が発足した四十一年の附帯決議で分損を加えること、あるいは限度額の引き上げ等が出ておるんです。そうすると、この分損を加えること一つをとってみても、十五年ぶりですわね、十五年目に行われておる。それから、低いという論議は、その後何回も保険金の支払いを行つておるわけですが、各種の保険で。しかも、四十七年まで引き上げられなかつた。そうすると、国会の附帯決議というふうなものとはちつとも生かされていなかったという感を実は深くするんです。

大臣に特にお願いしたいんですが、大臣は必ず附帯決議がありますと、附帯決議を十分体して善処したいと、こういう発言をされるわけなんですけれども、実態はこういうことで分損そのものも十五年も投げられた、これでいいでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これでいいかと言われると大変これはむずかしい問題でございまして、確かに十五年もかかってこういうところまで行きていたわけとございまして、政府といたしましては御趣旨に沿つて配意いたしますと、こういう決まり文句でございまして、これは重要な意味を持つ決まり文句でございまして、決しておざなりなものであるなどとは考えておりません。

が、特に地震保険の場合、いささか私も保険を勉強させていただいたことがございましてけれども、要するに保険というものは、いわゆる生命に関する保険、あるいは損害に関する保険、あるいは投資保険、輸出保険等いろいろあつて、先進国のバロメーターとは、各種保険制度が全部適用されたのが先進国だと言われるぐらいな基準があるわけとございましてけれども、これが伝染病とか、いわゆる天変地変、あるいは戦争、そういうときにだけ一挙にして多額のものが保険金として支出されたと。

したがって、それをどのようにカバーしていく

かというものが、いわゆる国というようなものを持つ役割りであって、それが整備したところほど先進国だと、こういう議論がありますので、やはり地震保険というのになりますと、保険学体系の中においては異常の部類に属することです。ですので、この程度の時間がかかったというのは御寛容をいただけるじゃないかと。しかし、趣旨は、丸谷委員の趣旨に対しては私も賛成でございます。

○丸谷金保君 地震保険のむずかしさという中で、なかなか改善に踏み切れなかったということもわからないではないんです。ただ、私はいま大臣に一般論として、こういう状態はいけないんじゃないかということを御認識いただきたい。大変困るむずかしい問題だとおっしゃいましたけれども、これじゃいけないんだとおっしゃっていたければ、何も別に困る答弁にならないんです。そういう結論の話をしないで、いろいろなと持って歩こうとすると大変むずかしい話になるんですが、たとえば限度額の引き上げなども四十七年まで一回も行われていないということになりますと、その間四十七年までの間に、少なくとも四回地震でもって保険の給付が行われておるわけなんです。

この間にこのことがどうして問題にならなかったかと、特に昭和四十三年には十勝沖地震というので、私たちもろにかぶった地震があった。これで庁舎もだめになりました。役場庁舎を建てかえなきゃならないで、えらい苦労して庁舎の建てかえをいたしました。ですから、相当な地震だったんです。もうみんな飛び出して、後で入って見たら、手がつけれないくらいひび割れかさんか入ってしまっただけ。自治体の場合には、これは災害として認定を受けまして、起債対象その他なつたから、庁舎もつばなものを建てるのができた。しかし、非常に当時でもこの保険に入っている人が少ないんです。

極端に言いますと、被害者の中でそういう保険があるということすら知らない住民がたくさん

いて、私の知る範囲でも被害を受けてから、ああそんな保険があったのかというふうなことで、どうもこの保険が余り一般に知られていない面が非常に多いございました。これじゃいけないんじゃないかと思っておったんですけれども、住民の側にしますと、一回地震があればもうしばらくないんだからというふうなことで、なかなかやはり地震保険がなじまない。これはずっとこの発足から見てもききまして、依然として余り加入者が現在まで出てなかった。そのPRの仕方にも問題があります。それが今度の自動付帯というふうなことを進めていく原因の一つなのでございましょうか、どうなんですか。

○政府委員(松尾直良君) 地震保険の普及と申しますか、余り知られていないではないかと御指摘でございますが、最近宮城県沖地震というのでも一つの契機になりましたし、また、東海地震というふうなことがいろいろ言われておりますので、東海地方であるとか、あるいは関東地方であるとか、こういうところでは、地震保険に対する関心というのは非常に高いというふうに私も認識をいたしております。

全体的な普及が非常に十分でないではないかという点でございますが、全国平均をいたしますと、現在普及率というものは一五%程度でございますが、南関東あるいは東海、近畿、こういった都市部におきましてはわりあい高い普及度を示しております。

その普及との関係において今度の付帯方法の変更というのをどういうふうに考えたかということでございますが、現在この地震保険のつけ方というのには三つの方法がございまして、住宅総合保険あるいは店舗総合保険というふうな、いろいろな住宅に関連します危険をパッケージにしております保険がございまして、これにつきましては、自動付帯、つまり地震保険がその中身の一つとして自動的にくっついております。それから、長期総合保険という長期物につきましては、原則自動付帯という方法をとっております。これは契約者

の方が地震保険は要らないよという意思表示をさしますと落ちる。それから、通常の火災保険につきましては、全く任意により地震保険に入りたいという方がこれを付帯をする。この三通りの方法で現行やってきておるわけでございますが、今回の原則自動付帯ということを一歩にしようというふうな考えております。

これは発足当初におきましては、やはり地震保険というのがある程度普及をするということが必要であろうということで自動付帯、第一の方法のいわば選択の余地のないような形のものが、こういうものを中心に始めたわけでございますが、やはり事柄の性質からこれは強制にわたるという性格のものではないのでありまして、あくまでも契約者の任意性というものを尊重しなければいけない。他方、それでは現在の任意付帯のような方法で全く任意だということになりますと、先生御指摘のように、そういう保険があることさえ知らなかったと、後になって地震が起きて、いやそんないいものがあつたのかというふうなことになるので困りますので、いわば中間的なものとしたしまして、原則自動付帯ということ一本で今後はやっていくと、こういうふうな考えておるわけでございます。

○丸谷金保君 今度は、そうするとあれですね、火災保険等の場合には特に断らない限りは料金付加してやっていくと。今度は相当入ることになるかと思ひますね、そうすれば。

ただ、そうしますと、現在の国の再保険、これの限度額が足りなくなってくるんじゃないですか。いま計算してみますと、おおよそその支払い限度額と加入者というふうなものを勘案して、再保険の国の持つべき責任金額が決まられてきたというふうに感じます。しかし、こういう自動付帯の新しい制度に積極的に踏み込んでいくというところになると、従来の考え方ではこの限度額を一千二億程度のことで、限度額そのものが今度の提案はちょっと整合性に欠けるところが出てくるんじゃないかという気がするんですが、どうな

んでしょう。

○政府委員(松尾直良君) そのてん補内容が改善をされるという面等を考えて、この限度額をなぜ今回変更しなかったかというお尋ねでございますが、まず、この新制度になって契約がどういうふうになるかという点で、原則自動付帯ということによってふえるのではないかとこの御指摘になりましたが、私も実はそこは反対に考えております。先ほど申し上げましたように、現行制度というのは三つの付帯方法をとっておるわけでございますが、一番目の自動付帯という、強制と申しますか、パッケージになって自動的に組み込まれておるといふもの、これが圧倒的に多いのが現状でございます。

で、内容がよくわからなかったという御不満がまた後で出てくるわけでございますので、先ほど申しましたように、契約者の任意性を尊重したいということでございますので、先ほど全体として普及率が一五%程度と申し上げましたが、この契約者の任意性にある程度依存しております。原則自動付帯と任意付帯をとりますと、全国的な普及率はもつとずっと低くなってしまうわけでございます。したがって、今後、原則自動付帯中心になったときに契約者がどういう反応を示すかということ、まあこれはなかなか予測困難でございますが、非常に単純に考えれば、現在の原則自動付帯なり任意付帯という契約者の任意性によっておるものと同一率ではないかというのが単純に考えられるわけでございます。

ただ、一方、今回の制度改正によりまして、御案内のとおり半損まで担保をする、あるいは限度額を引き上げると、こういうことは契約者のいわば要望にこたえたことになりましたので、こういった面から、それではいままで地震保険に余り魅力はなかったけれども今後はひとつ入ろうかという、そちらの方に働く要素というのがあるかと思うのでございます。

それから、いま申しました付帯方法の変更という点から申しますと、やはり契約者が自発的なみ

ずからの意思によつて入るということになりますと、私どもはむしろ件数は若干落ちるというふうな考えざるを得ない。ただ、限度額が、先ほど先生御指摘ありましたように、今回大幅に引き上げになるということは、件数が落ちましても、一件当たりの保険金額、これは増加をしていくということになるかと思うのでございます。

そこで、この一兆二千億を今回なぜ変えなかったか、変える必要がなかったかということでございますが、現在の一兆二千億という限度を設定をいたしましたのは五十三年度でございます。当時、五十二年ごろから地震保険というのが急速に契約がふえておりました、そうした伸び方というものを参考にしたしまして、五十三年度末、つまり五十四年の三月における契約額というものを想定をいたしまして、そのときは九兆余りの契約額に達するであろうという推定をいたしまして、その契約のうち、その契約を前提といたしまして、限度額というものは最大規模の地震が起きたときに支払われるであろう保険金額はどのくらいになるかということ試算するわけでございます。

過去四百数十年の中におきまして、いままでも一番損害の大きかった地震というのは関東大震災でございますので、この関東大震災規模のものが今日発生をした場合に、現在の契約状況から見て支払い保険金額がどのくらいになるかということ想定をいたしまして、それに若干の余裕を見て限度額を設定をする、こういうことで従来からいたしておりました、五十三年度一兆二千億を決めましたときには、そういった九兆何がしの契約を前提といたしまして、関東大震災規模のものが起きた場合には九千億を若干上回る程度の保険金の支払いが見込まれる、そこに若干の余裕を見込みまして一兆二千億というものを設定したのでございます。

その後、契約の伸びが当時想定しましたのとは非常に違つてまいりまして、特に、五十三年の宮城県沖地震を契機といたしまして、大変残念なことでございますが、逆に地震保険の契約というものが減つてまいりまして、五十三年度末には、九兆何がしと見ておりました契約が七兆台にとどまつたということでございます、その契約額を前提に最大規模の地震が起きたときの支払い保険額を推定いたしますと七千八百億ぐらいである。

今回改定をいたしまして、今国会で御承認いただきました五十五年度中に新制度が発足をするというふうに推計をいたしまして、五十五年度末の契約額がどのくらいになるかという推計をいたしまして、これが七兆八千億程度ではないかというふうに考えておりますが、それを前提に、今回、分損まで担保をするということ計算をいたしました関東大震災規模の大地震におきます推定保険金支払い額、これは九千七百億程度であるというふうに推計をいたしまして、一兆二千億との間になお余裕がある、こういうことで今回改定をいたすまでもないというふうに一兆二千億をそのままにいたしておる、こういうことでございます。

○丸谷金保君 ちよつと問題は、減つてきたというところ、何かいまの説明を聞いておきますと、減つてよかったんだというふうな感じにとれるんですが、そうでないと思うんですが、これは大臣がもう退席なされるというので、大臣にひとつ、特にこの問題だけ見解をお聞きしておきたいと思うことがございます。

国土庁の方に地震対策の国土庁の基本計画というものがございまして、これらで指示を出すというふうなことが盛られてきております。このことは、後でまた大臣が退席されてからゆつくり聞きたいと思つておるんですが、たまたまこういうことが発表になりました、特に首都圏において、それに関連した避難計画というものがついで先日発表されております。大体一時間半とか二時間とか、都心の人口がほとんどなくなるといふ、これがえらいとんでもないことに町の中でうわさが飛んで民を逃げ出させるかといふことがこの計画の裏なので、地震の計画じゃないんだと。私も、実は、この話を聞いて愕然としたんです。そういうばか

なことはないということを、ここで大臣からひとつ伺つておきたいんです。

○国務大臣(竹下登君) 国土庁におきましていわれる災害時、なにかんずく地震の際における避難訓練あるいは避難計画、そういうものが出され、練あつて、本日は議員立法の形で、東海地震のあの指定区域内におけるもろの施策の補助率とか、そういうこともいままさに詰め切つた段階であるように聞いております。これらの総合的な施策は、すべて国民の安全を災害、なにかんずく天災から守るということであつて、戦争などというものを念頭に置いて考えられたものではないというところは、やはり明確にしておくべきであると思ひます。

○多田省吾君 今回の地震保険法の改正で、地震保険金額の限度が、建物が二百四十万円から一千万円に、動産が百五十万円から五百万円に、おのおの大幅に増額されたわけでありまして、支払い限度額は昭和五十二年四月以降の一兆二千億円のままでありますが、この金額でよろしいのか、私は増額する必要があると思ひますが、増額の必要はないのか、これを伺いたいと思ひます。

また、あわせて、民間保険会社の責任準備金の蓄積額は現在の程度になつてゐるか。聞くところによると、昭和五十二年ごろで六百六十七億円、現在は八百億円程度と聞いておりますが、はつきりした金額をお教えいただきたいと思ひます。そして、責任負担限度額一千八百三十七億五千万円とのギャップについてどうするのか。特に、中小保険会社等の場合はやはり相当困るのではないかと思ひますが、政府はその対策をどう考えているか。

この二点をまずお伺ひしておきます。

○政府委員(松尾直良君) 第一点の、総支払い限度額一兆二千億というものが今回の付保金額の引き上げにもかかわらずそのままなので、改正する必要があるのではないかと御指摘でございますが、これは一兆二千億と申しますか、総支払い限度額というのは相当程度大きな地震、従来の

経験からいいますと関東大震災というのが最大規模の地震でございますが、そういったものが起きましても支払いに支障を来さないということをめぐりに設定をまいりまして、今回の改正を機に推計をいたしました、やはり一兆二千億との間になお余裕がある。五十五年度末におきます契約金額を推計をいたしまして、関東大震災級の大地震が起きたといたしまして、支払い保険金額は約九千八百億円程度であらうというふうに推計されましたので、なお一兆二千億との間に余裕があるということと据え置いておるわけでございます。

それから、御質問の第二点の民間の責任準備金と支払い限度との関係でございますが、五十五年三月末現在におきます民間におきます地震保険危険準備金の総額は九百五十億でございます。一方、御指摘のとおり、民間損害保険会社が一回の地震につきまして負つております支払い限度というものは千八百三十七億五千万円でございます、その間に約九百億のギャップがあるということはお指摘のとおりでございます。

しかれば、千八百三十七億を九百五十億しか準備金がないのにどうやって払えるのかという御質問かと思ひますが、民間の保険会社は地震保険勘定のはかにいろいろな勘定、蓄積を持っておるわけでございます。もちろん、大規模な地震が発生いたしました場合には、地震保険以外のいろいろな支払い要因というものが出てくるのでございまして、現在の民間損害保険会社の資産状況を考へてみますと、非常に流動性の高い資産だけをとりましても、たとえば最も流動性の高いコールローンというものは八百六十億ばかり持つております。それから、預貯金が一兆一千四百四十億円というような資産を持つておりますので、こういった資産を流用する。つまり、ほかの勘定から、一時立てかえのような形で九百億円を支払うというときには支障はないというふうに考へております。

なお、地震保険法の第八条におきまして、保険

金支払いのため特に必要があるときは政府が資金のあつせん等を行うこともできることになっておるわけでございまして、私も千八百三十七億五千万という民間の責任限度額を果たす上におきまして、支障はないというふうに判断をいたしております。

○多田省吾君 この支払い限度額引き上げにつきましても、私はまだ納得のいかない点があります。というのは、発足時におきまして三千億円、それから四十七年の五月に四千億円、それから三年たつた五十年の四月に八千億円、三年たつた五十三年の四月に一兆二千億円と、それぞれ最近の三年ごとに四千億円ずつ増額しているわけですね。もうすでに二年ちよつとたつてゐるわけですね。それで、このまま地震保険金額の引き上げをしないとしても、私はこの推移を見ればだれだって、昭和五十六年の四月ごろにはまた四千億円ぐらゐ上げるんじゃないかなと、こゝろ見通すわけですね。それなのに、今度は地震保険金額の限度を建物で二百四十万から一千万に、動産が百五十万から五百万に大幅に増額されたにもかかわらず、この支払い限度額は相変わらず五十三年四月以降の一兆二千億円のままであるというは、どう見てもこれは納得できないことであります。

関東大地震級の地震が起こつても九千八百億円程度だとおっしゃるけれども、今度は東海大地震の危険性も言われておりますし、範囲も非常に広いわけにございまして、また、東海大地震が神奈川県にもかかつておりますが、東京にかかる危険性がないとも言えないわけにございまして。そういうことから考えますと、やはり私は、いままゝとは言わないまでも、来年の四月ごろまでは相当引き上げるべきだと、このように思いますが、大臣、いかがでございませうか。

○政府委員(松尾直良君) この支払い限度額というものは、通常想定されるような最大規模の地震が起きましても、保険金の支払いに支障を来さないようにということにめどをいたしまして設定をしておるわけにございまして、御指摘になりました

ように、当初の三千億から何回か引き上げになっております。これはその都度、そのときの契約状況から、そういう関東大震災規模の地震が起きた場合にどの程度の保険金支払いが必要であるか、それに若干の余裕を見込んだ形において設定をしてきてまいつたわけにございまして、現在の一兆二千億、御指摘のとおり五十三年度から一兆二億二千万になっておりますが、このときに想定をいたしましたのは、五十二年ごろの状況を見まして、当時契約が急速に伸びておるといふ状況を反映いたしまして、五十三年度末には相当な契約金額というものを予想した。

具体的には、九兆台の契約金額になるといふことを前提といたしまして一兆二千億設定したのであります。実はその後契約の伸びがとまり、さらに大震災念なこととございまして、宮城県沖地震を契機といたしまして、一般の地震保険に対する不満というものが反映されたのではないかとありますが、逆に契約金額が減つてくるというふうなことで、当時想定されました九兆幾らということからはるかに契約金額は小さいというところでございまして、一兆二千億というのが現行制度、現状におきまして非常に余裕のあるところでございまして、今回の制度改正によって改めて推算をいたしました。今一兆二千億には余裕がある、こういうことで、先ほど申しましたように今回据え置いた。今後の契約状況、新制度実施後の契約状況等ならみながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

○国務大臣(竹下登君) いま保険部長からお答えいたしました後段のところでございますが、これからの推移を見ながら適切に対処していくべき課題である、現状においては一応計算上これで足りるという考え方であります。

○多田省吾君 それは強く要望しておきますけれども、昨年三月末現在で保険金額は七兆八千七百四十七億円、これは大蔵省資料でそのように言われておるわけですね。特に東京の普及率が全国最高で三・四、全国平均で一・五、四でございま

すが、今後やはりこの地震保険法改正につれましてこの金額が飛躍的に増加することも考えられますし、早急にやはり改正することを要望したいと思ひます。

時間もなくなりまして急いで質問しますが、ひとつ簡明にお答えいただきたいと思ひます。

現行の地震保険が全損のみ担保であることなど、その内容が保険契約者に十分説明されていなかったことが宮城県沖地震の後で大問題になり、マスコミなどで厳しく批判されたわけにございまして。従来、保険契約の内容がわかりにくいのは、地震保険に限らずよく問題になるわけですね。地震保険法の改正で、今後は契約者の選択にゆだねる事項が多くなるわけにございまして、特に全損、半損——全壊、半壊ですが、その内容については、契約時に十分納得を得るよう文書等で説明することが大事であると思ひますが、この場合、大蔵省は損保業界にどのような指導をされるのか、お伺ひしたい。

○政府委員(松尾直良君) 御指摘のとおり、この内容を的確に契約者に知らせることが一番大事なわけにございまして、不幸にして宮城県沖地震のとき、そういった当初における説明が十分でなかったというところからのトラブルもあつたというのを私も聞いております。今回は特に制度の改正、この制度ができて初めての大きな改正でございまして、それから分損まで担保をするとか、あるいは契約者が選択をする要素というものが従来と違ひまして出てまいりますので、十分この内容について周知徹底させる必要があらうかというところでございまして。

そのためには、まず全体的なPRといたしましては、新聞等によりまして今回の改正内容を周知させるといふことが一つございまして、それから実際にこの契約の締結に当たります損保会社の社員であるとか、あるいは代理店につきましても、教育を十分徹底して行ひ必要があるというふうに考えておりまして、新制度につきましても、損保会社の社員あるいは代理店を集めて十分な教育

をするということ、それから契約の募集に当たりましてはパンフレット等わかりやすく内容を十分に知らせると、こういったPRに万全を期したい、その方向で業界を指導してまいりたいと思ひます。

○多田省吾君 大地震等が発生した場合に、損害の認定をめぐつて契約者と保険会社の間にトラブルが生ずることが十分予想されるわけにございまして、保険審議会の答申でも、公正な苦情処理機関を設置するように要望しておりますが、その機関の構成、準備状況はどのようになっているか、ひとつ簡明にお答えいただきたい。

○政府委員(松尾直良君) 苦情処理が大変重要な点、御指摘を待つまでもなく、また、審議会の答申を受けまして、早速現在この苦情処理機関を設置すべく準備を進めておるところにございまして。苦情処理機関といたしましては、やはり中立公正な第三者機関であるということが必要でございまして。

次に、この設置の時期でございまして、地震が起きた場合に、機を失せずというものが設けられるということが必要でございまして、直ちに機能できるように、現在からあらかじめ委員になる方を予定をし、お願いをしておくといいなことが必要であると思ひます。

それから、設置の場所でございますが、これは原則として各都道府県に設置をするという方向で準備を進めておりますが、当面は地震防災強化地域として指定された地域、こういったところに優先的に設置をするという方向で準備をいたしております。

なお、委員につきましては、中立公正な第三者機関という性格から、保険業者あるいは建築の専門家、不動産鑑定士あるいは関係地方公共団体の方、こういった方にいろいろ入っていただくというところで具体的に人選をし、進めておるところでございまして。

○多田省吾君 今回の改正で、現行の全損から全損及び半損に拡大されて国の被害認定基準によつ

ててん補されるわけでございますが、特に半損の場合、四十三年に決められた災害被害認定統一基準というのがあります、半壊のところにもいろいろその基準が載っておりまして、これだけでは非常につまづかしいと思うんです。警察の災害被害発表の際の認定なんかもありますが、その点のように公正を期するのか、それが一点。

もう一つは、一部損の被害は将来ともにこれは対象としないのか、あるいは将来考えるのか。その二点、簡明にお答え願いたい。

○政府委員(松尾直良君) 全損なり半損の認定が非常にむづかしいではないかと御指摘でございますけれども、この地震損害につきましては、ほかの一般の火災保険等と違って、一たん災害が起きますと非常に大規模な広範囲にわたる損害の発生ということが予想されるわけでございまして、大量のものを迅速にかつ公平にというのが、この損害査定に不可欠の要請になろうかと思っております。そのためには、できる限り簡便な査定方法というものを考えまして、短期間に大量にかつ公平にこれを処理するという事で、現在査定基準と申しますか、査定要綱並びに査定基準をいろいろ詰めておるところでございまして、さらにまた、御指摘のとおり公的な証明、国の災害認定、こういうものにもある程度依存をしていくということによって、短期間に大量の処理をいたしたいということで諸般の準備をいたしております。

なお、半損に至らないものについての問題でございまして、こういう大量に公平な査定をするというのを考えますと、現在、半損につきましては国の災害認定基準というものがございまして、それにある程度依存することができると、こういうことから、今回半損まで担保範囲を広げることになったわけでございまして、こういう査定点を考えますと、半損に至らないような一部損につきましては、やはりこの制度に乗せることが困難であるということで見送らせていただいております。

○多田省吾君 最後に一点だけ。

保険料率の決定は、全国を三区分した等地別の分け方でございますが、東海地域は大規模地震が予想されておりますけれども二等地、また、別の県では地震が多発していても一等地となっております。だれしも一等地の安い方に指定してもらいたいという希望はありましようけれども、公平を期さなければならぬと思いますが、現実には若干合わない点も出てきていると思っておりますけれども、この等地別の分け方に再考の余地がないか。これを簡明にお答えいただきたい。

○委員長(世耕政隆君) 時間がありませんので、簡潔に御答弁願います。

○政府委員(松尾直良君) 現在、一等地、二等地、三等地という三区分になっておりますが、今回は、審議会の答申を受けて、危険度に応じまして、もう少しこれを広げるという方向でたてて準備中でございます。

○佐藤昭夫君 理事会でちょっと中座をしておりましたので、重複する部分があるかと思っておりますけれども、若干お尋ねをいたしたいと思っております。地震災害は、言うまでもなく、個人の責めに帰せられない自然災害であるわけですが、現在、損害額四百五十億円以下は国の負担はゼロだと、こういうシステムになっておいて、いろいろ調べてみますと、現在までの保険金の支払いは約十五年間で十億に達して三億六千万、しかし国の負担は全くゼロだという問題とか、加入者の保険料掛け捨てによって、地震保険準備金の残高が昭和五十四年で千六百八十億に達している、あるいは保険料率の算定が四百六十七年間に三百二十回の地震発生を基礎に、言うならば四百六十七年間で収支を合わせる、こういう試算で料率が決めておられるということになっておられるわけですが、いすれにしても、国民の保険料負担の軽減を目指して国費の大幅負担をもつとふやす、こういう方向を、これを機会にさらに前向きな検討がやられてしかるべきではないかというふうに思いますが、その点はどうか。

○政府委員(松尾直良君) この保険と国の関与の関係でございますけれども、通常の損害でございますと、これは民間の保険そのもので営まれるわけでございますが、地震損害というものが、通常の損害と違って幾つかの特徴がある。それはやはり非常に長期の期間で考えましても、十年、二十年の期間だけをとりましても地震はほとんど起きない。ところが、何十年かに一遍非常に大きな地震が起き、しかもその損害額というのは非常に大きい、通常の保険に乗りにくい性格のものであるわけでございます。

したがって、これを民間の保険のままでではなかなか地震というものを保険の仕組みの中に入れないというところから、いろいろ考えられました結果、地震損害というものを非常に長期のレンジをとってみれば、やはりそこには一つの収支均等する点というのが必ずあるはずである。ただ、民間の保険会社におきまして、百年とか三百年とか、そういうレンジにおきまして収支を考えるとということとは不可能でございますので、そういう意味におきまして国がこれに関与をする、長期の期間をとるということが国が関与することによって可能になる、こういう考え方から国の再保険制度でスタートをしておるわけでございます。

その場合に、どんな場合にも国が損害の一部を支払うというような再保険——再保険には二通りあるわけでございます、いわゆる比例式の再保険ですとそういう形のものがあられるわけでございますけれども、小規模の地震でございましては、民間の保険会社の担保力をもって十分に支払いが可能であるわけでございますので、そういうものにつきましては、民間の担保力の範囲において行うということから、現在のようにならざるにしておるわけでございます。

したがって、私どもこれは保険という一つのシステムの中に、民間ベースでは果たせないところを、国が再保険という形で、いわば支えをいたしておるといふふうに理解をしておるわけでございまして、国が財政支出をするということでは

なく、国も再保険料という収入と保険金の支払いということが長期にわたってバランスをする、こういう保険の一つの仕組みとして、国も関与をしておるといふことであらうかというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 いろいろ説明をなさっておりますけれども、しかし、それで現にこの再保険を發動する、それが余りにも少ないというこの現状にあって、一遍この制度的な検討を加えてみるべきではないかということ指摘をされているわけですが、今回、その一件当たりの保険金の限度額ですね、今後物価値上げに伴って実情に即して政令で定めるわけですが、物価上昇に見合せて見直しをしていくということは当然考えておるわけですね。

○政府委員(松尾直良君) この付保金額の限度額につきましてはどう考えるかということでございまして、これは今回の一万、五百万という金額限度を決めたのは、保険の目的から申しまして、地震によって損害を受けた建物、家財の復旧に相当程度寄与するものでなければならぬというところが一つでございます。他方、それではどんな金額限度でもいいかというわけにもまいりませんで、きわめて高額な個人資産についてまで国が関与する保険で支えるということはいかかかという判断もあらうかと思っておりますが、まあそういうバランス、さらには今後の契約事情、そういうものを総合勘案しながら適宜見直しと申しますか、適切に対処していく問題であるというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 もう時間がありませんからあれですが、今回の法改正によって保険金を支払う対象を半損まで加えたということは確かに改善ではあるわけですが、しかし、なお残る圧倒的多数の一部損、この関係が、言うならば保険の加入者も保険金支払いから外されるということで、いわば掛け捨てということになるわけですが、これも、たとえばそういう一部損に対しても一律に見舞い金を支給をするといったようなことは、技術

的に必ずしも不可能ではないと思うんです。まあこれは一例ですけども、そういう方法を含めて、できる限り保険料を払っておる人に対しては何かの災害を受けた場合の救済措置、これを検討してしかるべきじゃないかと思えますけれども、どうですか。

○政府委員(松尾直良君) この一部損をどういうふうにとどこまで保険の仕組みの中で見ていくかということが、今回保険審議会における検討の中心であったかと思うのであります。

その結論をいたしまして、一部損害を含めると損害の件数が非常に多い、そういうものを短時間の間に大量に公平に処理をするところの困難というものをなかなか解決がいかないということ、そこで国の災害算定基準では、全損と分損という二通りのものにつまして基準があり、かつ地方公共団体がそういう証明を行っておるという点を踏まえまして、半損までのものはそういう査定が可能であるということから、半損までを補完するという結論を得たわけでございます。半損に至らない一部損につきましては、現状においては不可能であるというのが、審議会の結論でございます。

なお、見舞い金というお話がございましたが、見舞い金というものを保険の中に組み込むならば、それはそういう一部損についての査定、さらにはそういうものを含めました保険料負担の問題ということになってまいりましょうし、また、保険の外の見舞い金ということになりますと、これはその財源を一体だれがどういう負担において負担をするのかというような問題もあるうかと思われまので、そういう見舞い金というものを制度化するということは、なかなか困難ではないかというふうに考えております。

○丸谷金保君 私たちが実際に体験したことなんですけれど、十勝沖地震というような場合に、必ず罹災証明というのを地方自治体へ出すんです。そのとき住民は、できるだけ被害が多かったというふうなことで要求が来ます。しかし、私たちは

固定資産税の評価ということもやっておりまして、あくまで固定資産税で評価した評価基準に従って出せない。ところが、その後、たとえば保険会社その他が調査しますと、固定資産税の評価よりはずっと高い評価をするんです。いままで限度額が低かったときは、それでもそのこと自体ではそうトラブルが起きてこないと思うんですが、一千万まで上がりますと、やはりそういう点での私、これからトラブルが起きてくる可能性が非常に出てくるんじゃないか。この場合の評価は、一体どういう方法でやるのか。

それと、先ほども同僚委員に対する御答弁の中で、地方自治体等も委員に出ていくというふうな話がございますが、意見を聞いてというふうなことが、それは制度的にどういう形を考えておられるのか、ひとつ。

○政府委員(松尾直良君) まず、損害の具体的な査定をどうやるかということでございますが、通常の火災保険でございますと、具体的な損害額というものをはじくということでございますが、この地震保険は、そういう通常の損害査定よりかなり思い切ったやり方を前提に考えておるわけでございます。全損か半損かという認定でございます。その全損、半損の基準につきましては、国の災害認定基準とは整合性をとって合わせると。

たとえば、全損と申しますのは、全部焼けたとか完全につぶれたということと定めますんで、私も具体的に政令で書くことを予定いたしておりますけれども、建物の主要構造部、柱とか、はりとか、こういうものが五〇%以上損傷を受けた場合にはこれは全損である、最も簡単な基準といたしまして床面積の七〇%以上が焼失、流失したような場合、これも全損であるということ具体的に政令に書く。同じように、半損につきましても、国の基準と合わせまして、建物の主要構造部が二〇%以上五〇%未満損傷を受けたというような場合はこれは半損であるというふうに、これは国の認定基準と合わせたところで考えておるわけ

でございます。従来の損害保険の査定に比べますと、かなり大ざっぱな割り切ったやり方で全損、半損というふうな区分をいたしていくと、こういうことでございます。

それから、地方公共団体の人がどういうふうにという第一点は苦情処理機関についてのお尋ねかと存じますが、苦情処理機関は、先ほど申し上げましたように、各都道府県単位に設置することを前提に準備を進めておりますが、それぞれ地方公共団体の職員の方に委員としてお入りいただくというところで、各地に準備を進めさせておるというところでございます。

○丸谷金保君 これは損保の会社がやるわけですね、そういう査定から支払いを。そうすると、その会社の委嘱を受けて、地方自治体職員なり何なりがそういう機関に入っていくということになりますか。

○政府委員(松尾直良君) 契約と申しますか、法的に申しますと、査定はあくまで損害保険会社が査定をしなければならぬわけでございますが、大規模な地震の場合を考えますと、損害保険会社の要員を相当つぎ込んで、これは短期間の間に全体の査定はとうてい行い得ないという事態も予想されるわけでございます。そこで、市町村等の公的な証明というものに依存をいたしました、それをそのまま尊重するというような形で査定をせざるを得ないという場合が考えられると。

たとえば、百万戸というような大被害を短期間に査定するということは、損保会社の職員のみをもってしてはとうてい不可能でございますので、これは具体的に損保会社から市町村に御依頼をするということとなく、罹災者の方がそういう市町村の証明書を持っておいでになれば、それによって事実上損害保険会社の査定にかえる、こういう措置をとることを前提としておるわけでございます。

○丸谷金保君 結局、そういうことに大きな災害になるとせざるを得ないだろうということを私、念頭に置きながら質問しておるんですが、災害が

起きますと、大体地方公共団体は地域内一斉に調査をして、災害がどれだけあったかということをまず取りまとめます。しかし、自治体がまず調査するのは、どちらかと言うと公共物中心なんです。それから、個人個人の場合は個人に申告させるというふうなことで、そして、取りまとめ被害額幾らというふうな総体の数字を中央に報告する、こういうふうな形をとることになるんです。

そうすると、今度は被害証明ということになりますと、恐らくやっぱりそのときの基準によって、個人申告でもちょっとこれは多過ぎるんじゃないかと、いろいろチェックして数字をきっちりと整理するわけです。そうすると、今度は国の方に災害報告をします。そういう金額から割り出して、個々の住宅なり家財なんかの被害というふうなものも割りかえていくことになると思うんです。そして、それによって罹災証明というふうなものを出す、こういう順序になります。

そこで、その場合の罹災証明の金額の入れ方なんです、自治省おいでになっておると思うんですけど、一体この罹災証明の場合に、たとえば住宅をとってみて、固定資産税の評価の金額を全く無視した形で罹災証明を出せるでしょうか、自治体は。

○説明員(渡辺功君) 罹災証明がどういう形で出されるか、市町村は全体としての住民対応をいろんな各部門でやっておりますから、それを総合的にやると思えます。固定資産税の評価そのものは三年に一度評価替えをしますから、必ずしも先生いまおっしゃってありますような意味で、災害が起きたときにすぐ固定資産税の評価替えをするというふうなことはとうてい間に合わないと思えますので、それ自体が直に結びつくかどうかは別だと思えます。ただ、全体として、被害があった場合に、被害が起きている前の状態というのはどういふものであったかということは、固定資産税の評価額が非常に重要な資料になるだろう、これだけははっきり申し上げられる、こういうふうに思います。

○丸谷金保君 固定資産税の評価替えは三年に一度ですけれど、新しくできた固定資産税の評価はその都度やるわけです。ですから、災害発生の時点における固定資産税の評価というのは全部できているわけですね。これと罹災証明というふうなものとは連動しないというふうに考えていいんですか、そうすると固定資産税の方の立場で。

○説明員（渡辺功君） 固定資産税の評価と罹災証明がどういうふうに関連しているか、私ども、急なお尋ねだったものですから、よく調べております。したがいまして、私の経験から申し上げるわけですけれども、恐らく市町村としましてはほかに有力な資料はないのではないだろうか、固定資産税の評価というものが一つの大きな資料じゃないかと。ただ、固定資産税の評価というものが、税制上の評価でありますから、それが、ある限界をとお持っておりますということは、先生よく御承知のとおりでございます。

○丸谷金保君 実際にそうなんです、罹災証明を出す場合、損害をはじく場合でも。たとえば固定資産税の評価と時価との差はこれがあります、実際問題としてですね。それらは、倍率なら倍率でやはり平均にかけていきます。たとえば、この家は五百万だと、しかし時価からいうと一千万だろうということになれば、この家は二百万だとすれば、時価からいえば四百万だろうというふうなことで、やはり基準は、多少そういう倍率が出てきますけれど、基礎になるのは固定資産税の私は評価だと思えます。最後になってこれ以外ないです、自治体がですね。特に関東大震災、先ほどから出ていますが、ああいうふうなことになりますと、現物がなくなってしまう。そうすると、これを幾らの罹災に見るか。

いま保険の方から言いますと、契約金額で全壊、半壊でもってばっばと出すと、こう言うんですよ。言うんですけれど、たとえば一千万の保険契約をしておつても、実際にはそれだけのもう値打ちがないものかもしれないんです。そういうものでも、いまの取り扱いですと、とにかく契約

優先で出してしまうということになると、固定資産税の評価とはきわめて不均衡な保険金額の支払いが行われる可能性があるんじゃないかと思うんです。

これは、自治体にとつてはもう非常に困ることなんです。固定資産税というものを中心に自治体行政をやつていかなければならないのに、保険会社が勝手なことをされると。それから、保険客体が幾らまで加入できるかということを火災保険の段階で見る場合でも、固定資産税の評価というものを基準にしてもらわないと、もうばらばらになります。これじゃ、固定資産行政を中心にするという被災その他が、将来において混乱の起こる理由にもなつてくると思うんですが、固定資産税の段階から、すべてのそういう財産評価は地方自治体の意見を勘案し、固定資産税の評価というものを基準にすべきだというふうな強い態度を出せないんですか、自治省は。

○説明員（渡辺功君） 固定資産税について、非常
にこれを重要視した御意見をいただきまして、そ
の点は非常にありがたいわけですが、現実問題を
考えますという、固定資産税には大きく分けて
も二つの点から、先生おっしゃったようなこと
にはとうてい現段階ではならないだろうと思ひま
す。

一つは、固定資産税の税負担の見地から、実は御承知のとおりですから申し上げませんけれども、在来分は原則据え置きということで全部来ているわけです。これは上げるなどということになりますと非常に大きな問題が生ずるだろう、これが第一点です。

それから、新設分も、三年に一度の評価替えて
すからそのたびに評価しますけれども、三年間は
評価基準を据え置いておりますから、基準改定
の年と二年目と三年目はおのずから建築費も上昇
しますけれども、これはやはりその前の基準、改
定の年の低い基準で評価をしますから、その辺も
ずれてまいると思います。そういう三年に一度の
評価基準の改定というような技術的な問題も第二

番目にありまして、これは必ずしも売買とか、そういういたものの価格の基準をすべて固定資産税だけではこれとうていいかなないと、こう考えています。

○丸谷金保君 大変何か自信のない御答弁で、ちょっとそれじゃやっぱり困るんですよ。困るといふのは、土地の場合は確かに点数割で割りかえしますから現況と違う。違うといふのは、実売買とは違ひます。しかし、それなりに倍率は公平にやれば、同じようにいくわけなんです。本来は、ですから先ほど申し上げましたように、五百万の土地が一千万に売れるのであれば、二百万の土地は四百万に売れなければいけないわけです。固定資産税の評価そのものが本当に公平であれば、そういうふうになるわけなんです。そういう公平に近づけなければならぬわけです。建物についてもそうなんです。三年に一遍だから、その場合上がつてきますよ、時価は。時価は上がつてくるけれど、そういう倍率は逆になるようなことではないわけでしょう。百万の家が一千万であつたり、五百万の家が六百万であつたりするようなことは、そういうばかんな評価をするわけがないんです。ですから、そういうふうな自信を持って地方自治体はやつてゐるわけです。

しかし、今度損害の査定、そういう実際の例があるんですが、これは保険会社の方の基準でばつぱつとやっちゃうと、逆になるんですよ。逆になるとあるんです。私は、こころ辺をきちんとしてもらわないと、宮城に起きたようなトラブルというのはこれからも絶えないと思うので、特にこれは保険の方にお願ひしておくんですが、保険会社の行政指導の面で、あくまでもそういう点で地方の実態、それは地域によつて違いますよ。違ふけれど、それぞれの地域社会の中では公平が保たれているわけです、評価というのは。これが十分生かされる形で——これは必ずしも保険ばかりの問題でないんです。公共事業の買収なんかのとすきでも本当に困つてしまふんです、それぞれの役所が勝手なことをやるので。

少なくとも、この機会に大蔵の方では、自治省の固定資産税というものをすべての評価の基準に考えていただく。そういう面で罹災証明に頼らなければならぬ場合を想定して、そういうことになる前から、固定資産税の評価というものが契約の時点から十分加味される、検討されるべきものであるということについて、ひとつ考えを新たにしたいということですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松尾直良君) この損害保険の保険金額でございますが、これは保険会社がなかなか一方的に決めるというわけにいかない問題でございまして、そこは契約者の方が、たとえば固定資産税の評価では五百万円になっておるけれども、おれの家は時価一千万だから一千万つくらいと、こう言われたときに、いや固定資産税の評価以上のものは保険会社は引き受けないというわけにもなかなかいかない問題ではなからうかというふうに考えます。

なお今回の査定に関連して、先ほどの御指摘の点に若干補足して答えさせていただきますのでございますが、先生御指摘になりました市町村の被害証明、罹災証明と申しますか、つまり被害額幾らというような、これは統計上の必要、被害報告というふうなものでいろいろあろうかと思うのでございますが、私どもこの地震保険の査定で考えておりますのは、全壊か半壊かという、これはどちらかという物理的に近いわけでございまして、市町村の方から損害額が具体的に何百万であるというような証明を期待しておるわけではないということ、を、ちょっとつけ加えていただきます。

○丸谷金保君　罹災証明は全壊か半壊かだけで、あとは保険金をばんばん払う、これは非常に困るんですよ。たとえば罹災証明の場合でも、全壊、半壊なんということになる、やっぱり大体金額を入れるんです、みんな。特に家財なんかの罹災、どれくらい損害があったなんというのは、皆大体本人のあれなんですがね。ところが、固定資産税の評価で払っている税金は二百万なのに、お

この家は一千万だから一千万の火災保険を掛けるこの契約の時点から問題があるんですよ、そういうことが。そうすると保険会社は、いや、いいでしょう、これは一千万の値打ちがありますわと、こういうことになるんですよ。

そうすると、その損害保険や何かでお金が入ってくる片方の方では高く主張しているわけですよ、うちの家は一千万の値打ちはあるんだと。税金を払う方にくると、うちの家は二百萬しか値打ちがないんだと。土地と違いました家屋の場合は、ある程度本人の申告もありますからね。こういうばらばらな行政が行われるんです。保険会社の場合は、保険料金をたくさんもらえばいいからできるだけ高く値踏みするんです。だれが見たって五百萬しかない家でも、一千万だって、ああそうかと、いま新しくすれば一千万で建てぬかもしらぬなというふうなことになるかねないんです。そして災害が起こって、特に関東大震災のような大きなあれになりますと、もうほとんど後から確認のしようがないですわね、その建物がどの程度の値打ちのものかと。いいですか。その確認のしようがないものを契約だけで行われる、それで半壊か全壊かということだけで考えられる、私はもうここに非常に問題がある。

問題があるというより、問題の起こる可能性があるもので、やはり私はこういうものを地方自治体——どうしたって最後は地方自治体が、保険金支払いのための損害とかいふことになる、絶対にやらされるのですよ、自治体が。おれの仕事でないということにならないんですよ。そうすると、何だと、隣は保険金一千万ももらった、家はだくきで、固定資産税だつてたつた百万の家じゃないか。私のところは五百萬の評価で五百萬の固定資産税を払つていて、保険金五百萬しか当たらないというのはおかしいじゃないかという文句が出てきた場合、どうしますか。起こるんですよ、これは必ず。

そういうことを考えて、もう少し固定資産税の評価というふうなものを、すべてについて言いた

いんですが、特に今回は保険ですから、保険の契約の段階から十分考慮するという配慮を、今度は地震保険というの是一般の火災保険と違って公的な部分が入ってくるんですからね。しかも、こういうことになるんですよ、限度額一千万で一兆二千億を超える大被害が出たような場合には、結局、平均率でもって保険金額の足切りをすることになるでしょう。このときに、うんとトラブルが出ると思うんですよ。どう思います。そういうことは想定できませんか。

○政府委員(松尾直良君) この保険金額の評価と申しますか、契約段階における保険金額のつけ方の問題でございますが、損害保険というのは、御案内のとおり、実損でん補ということを超過保険というものは禁止されておるわけでございまして、ですから、五百萬のものに一千万も保険を掛けるということとは考えられませんが、仮に掛けてもそれは無効であるということ、おのずからその物件の価格というものに上限があるわけでございまして。保険会社はできるだけ契約をたくさんとりたいたいという考え方は、もちろん営業である以上あると思うのでございましてけれども、そういう超過保険自体は商法上も禁止されておるものでございまして、不当に高い契約をとるということは、これは本来できない仕組みにすでになつておるわけでございまして。

そういう中でその時価を一体どうやって判定するか、それに固定資産税評価額というものをそのまま使うかどうか、こういう問題であらうかと申すのでございしますが、私も固定資産税につきまして素人でございしますが、いま確信を持って申し上げる自信はございませんけれども、いわゆる時価というものと固定資産税の評価額というものの間には、かなり差があるのではないかと気がいたしております。といったしますと、個々の契約者にとりましては、自分の財産価値というものがそのままこの保険の対象にならないという御不満がいりいろ出てくるのではなからうかと。そういった固定資産税の評価額と時価との関係という

ものをもう少し詰めてみませんと、御提案のような固定資産税の評価額を一律に保険金額とするというのを、いま直ちに統一的にそういうことをいたすということは、いろいろ問題があるのではないかとこのように考える次第でございます。

○丸谷金保君 そのものずばりといかなくても、少なくともその場合でも固定資産税の評価額の何倍と、そうすると公平の原則は保たれるんですよ。逆転するようなことにはならないです。それを保険会社の方の感覚で、いや、これは買ったとき五百萬だけだといま一千万するだろうというふうな調子でもってやって、しかもそれが公的な部分に關係してきて、そして罹災証明というふうなものを地方自治体が発行して、それが重要な要素になるといふときになつてきますと——それは全く地方自治体なんか關係させないんだというふうなことです。最後に地方自治体に頼むということになるのであれば、最初からやっぱりちゃんとそういう意見を入れてもらわなきゃならぬ。

固定資産税の評価額が必ずしも実態に合わない。しかし、私は合っていると思うんですよ。というのは、均衡をとっているということ自体では、必ず合っていると思うんですよ。全体としてそれは物価が上がっていくから、低いというふうなことはあると思いますよ。そのために評価替えするんですが、しかし、少なくともAの家の評価が百万で時価が一千万、Bの家の評価が二百萬で時価が四百萬だといふふうなことはないんですよ。それなりの均衡はとれているんですよ、その地域社会において。

それが均衡が破れると、後で必ず支払いの段階でトラブルが起きるので、やはり公的な地震保険というふうなもの、半ば公的なものが入ってくる、国費が入ってくるという段階では、どうしてもそういうことをある程度参考にして、固定資産税の評価というものは地域社会のすべてのそういう不動産を決めていく場合には一番大事なんだと、こういうルールを事あるごとに決めていきたいと思います、やはり入ったもののそのときの考え方、それ

から勧誘した保険会社の会社による物の考え方によって差がついてくると、こういうことになる、いわゆる公的な制度が大きく取り入れられる地震保険において画竜点睛を欠くことになるんじゃないか、こう思いますので、そういう点は、ひとつ今後の課題として十分配慮するように検討したいと思つていますが、いかがでしょうか。

○政府委員(松尾直良君) この損害保険契約締結の際の保険価格と申しますか、評価が公正でなければいけないというのは、もう御指摘を待つまでもなく、公正な評価額というものを前提としなければ、隣接をした災害が起きたときにいろいろ問題が起きるであらうということであらうかと思うのでございまして、現在一般的にこの損害保険契約を締結する場合には、再築価格と申しますか、新しくそれを建てるとすればどのくらいかかるかというのをベースにいたしまして、それから減価償却を差し引いて契約価格を決めるというのが一般的に行われておるわけでございまして、かつその契約に際しましては、損保会社としては十分物件を見るところが前提になつておるわけでございまして。

そういった一つの損保会社は損保会社で統一的な評価の仕方では契約を締結をいたしておること、私は現在の損保会社のこの契約のとり方が、Aという人とBという人の場合に評価が違うというふうなことはあり得ないのじゃないかというふうなことをおるわけでございまして、そういったものの基準に固定資産税というものを勘案するということが望ましいか、あるいはそうすべきであるか、そういった点につきましては初めて私も伺つたわけでございまして、御指摘の点もいろいろ今後勉強してまいりたいというふうな考えております。

○丸谷金保君 ちょっと時間だけれど、もう一点だけ、いまのことについて。

○委員長(世耕政隆君) 簡潔に願います。

○丸谷金保君 どうもやっぱりよくわかつてないんですよ。

たとえば、自治体で家屋移転する場合の再建築の場合でも、基準というものを全部出して補償費を出したりしているんです。ですから、それらのすべてのことについて、最後に罹災証明という形で自治体にし寄せが行くのなら、やっぱりそのことを考えてもらわないとトラブルの原因になりかねないと思う。保険会社だけで、最後に自治体にし寄せが来ないんないですか。われわれ現実に十勝沖地震のときも、そういう点でしりを持ち込まれるんです。ですから、よく考えてください。検討していただきたいということを申し上げて、終わります。

○多田省吾君 初めに、地震保険金額につきまして、現行制度では損害保険契約の保険金額の百分の三十に相当する金額でございましたが、それが改められまして、百分の三十以上百分の五十以下の額に相当する金額となるわけでございますが、被保険者の要望によればこれは多額にしております。たいというところで、そうなりますと百分の五十というところに自動的になるのか、それとも被保険者と保険会社との話し合いで、それが百分の四十五とか百分の四十とかに引き下げられるおそれがあるのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(松尾直良君) 現行制度は、御承知のとおり百分の三十、一本という非常に機械的なやり方になっておるわけでございまして、これを今回の改正では百分の五十まで引き上げると同時に、百分の三十から五十の間におきまして契約者が選択をできるというように改めたわけでございます。この百分の三十から五十の間でどういう選択をするかは、全く契約者の選択の問題でございまして、保険会社がどう言う問題でございませぬ。

○多田省吾君 それから、先ほども質問しました。支払い限度額が五十二年四月以降、今回も一兆二千億円のままで据え置かれておるわけでございますが、地震の予想は慎重すべきことではありましようけれども、たとえば、大地震がもし発生しまして、しかもそのときに普及率が非常に高まっ

ておりまして、そのために支払い額がたとえば倍の二兆四千億になってしまったと、こういう場合は、被保険者、契約者は全部一律に五〇%ずつしか支払いを受けることができないと、こういう計算になるんじゃないかと。

○政府委員(松尾直良君) そのようになるわけでございますが、一兆二千億という総支払い限度額というものは、毎年度この地震再保険特別会計の予算総則におきまして、国の債務負担限度というところで国会の御承認をいただいておるわけでございます。

で、五十五年度につきましては、先ほども申し上げましたように現在の契約状況、さらに今国会でこの改正を御承認いただきまして、今年度中に改正が行われるということをお前提といたしまして、そういった内容の改善に伴う契約の増加等を見込みまして、五十六年三月時点におきまして契約金額、そういうものを前提といたしまして、五十五年度中におきましては関東大震災規模の大地震が発生をいたしましては支払に支障がないと、こういうふうな考えでおるわけでございまして、何年か先にはどうかということでございますが、これは先ほど大臣の方からも答弁があったかと思うのでございまして、この限度額というものは、まあ適時、そのときの契約状況を見ながら見直しをしていくという考え方でおるわけでございませぬ。

○多田省吾君 ですから、私のお尋ねした第二点は、一律にたとえ何十%というように支給されるのかと、この点はどうか。

○政府委員(松尾直良君) そのとおりでございます。

○多田省吾君 それから、現行の法案では、いわゆる百分の三十に相当する額という項目に、「ただし、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、これに代わるべき金額とすることができると」とありますが、今回のにはこれがありませんが、これはどういう「政令の定めるところ」であり、これがどうして今回なくなったか。

○政府委員(松尾直良君) 従来この政令で決めておりましたのは、非常に端数が出たような場合、きちっと一律百分の三十、一本でございまして、そのための調整規定でございまして、今度は三十から五十という範囲で契約者が選択をいたしますので、たとえば三〇・五%とか三二%になります。でもむしろ保険金額の方を丸い金額で契約することになるというところで、そうした規定を前提としないというところでございませぬ。

○多田省吾君 それから、保険の引き受け方法についてお伺いしますが、地震保険の性格上、任意、独立の保険制度はとりにくいことは十分理解できますけれども、反面、保険制度は大多数の法則の上にあるわけですから、そうしますと、保険料率との兼ね合いもあります。原則自動付帯方式でよいかどうかという問題が残ると思いますが、これは将来とも変更できないのかどうか。

○政府委員(松尾直良君) この契約方法として、現在は三つの方式、自動付帯という、まあそのまゝ自動的に地震保険が火災保険についてしまふという方式と、原則自動付帯という方式と、全く任意という、三本立てになっておるわけでございませぬ。

この制度を発行いたしますときに、ある程度この地震保険というものの普及が急務であるということから、この自動付帯というものをむしろ中心に当初においては考えられたわけでございませぬ。

これは住宅総合保険というふうな、単純な火災にプラスいたしました、いろいろな住宅の持つ危険、車が飛び込むとか、時には空から落下物があって家屋が破壊をされるとか、いろいろな損害をパッケージにしておる保険がございまして、それについて、いわばそのパッケージの一つとして地震保険も入れるという形でこの自動付帯、これを中心に地震保険の普及をさせてくるということではないわけでございませぬが、ある程度普及をしまいたしたし、今回のように内容が多様化してくるということでありませぬならば、やはり契約者の任意の選択の余地というものを広げる必要が

あるのではないかと。一方の要請でございます。

それから、全くの任意性に依存した場合には、地震保険の持ちます性格から、いわゆる逆選択、地震の起こりやすい地域あるいは近々起こると予想される地域だけがこの地震保険に入るといふこととあります。なかなか保険経理の上で問題がある。そこで、全くの任意性という自動付帯というものの中間として、原則自動付帯といふものを考えまして、これを中心に今後考えるべきである、こういう点から原則自動付帯ということに今回改めると。

しからば、逆選択の心配はないかということでございますが、これは地震保険というものの性格から、およそ全国一律に同じように普及していくということはなかなかむずかしいわけでございまして、現実問題といたしまして、現行の相当程度を自動付帯に依存しておりますところにおきましても、北海道とか九州、沖縄といったところにおきましては地震保険の加入というものは非常に少ないわけでございまして、どうしても南関東あるいは近畿、東海、こういったところに集中しておるわけでございませぬ。

今回は、この原則自動付帯という任意性を契約方式に取り入れますとともに、審議会の答申におきまして、保険料率について現在の三段階、三等区分というものをもう少し実情に合わせるようにしろという答申をいただいておりますので、こうした答申に沿って地域間の保険料率、できるだけ危険度を反映するような形におきまして現在の三等区分を拡大をする。具体的に五等地ぐらゐにするのを予定いたしておりますが、そういう形におきまして、極端に逆選択が働くというところをある程度防止する働きというものも期待をいたしておるというところでございませぬ。

○多田省吾君 次に、大蔵省に、地震防災強化計画に基づきまして全銀協から警戒宣言時における対応策というものが発表されておりますが、その対応策について何点かお伺いしたいと思います。

まず、警戒宣言が発令された場合の普通預金の払い戻し業務をどの時点で停止するのかということとでございませう。大蔵省では、同地の日銀支店長と連絡をとりながら行うように指導していると聞いておりますが、具体的にどう連絡をとるのか、また、お客さんに対する周知徹底をどう図るのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(米里忍君) 御指摘ございましたように、強化計画に基づきまして、民間金融機関全体の問題でございますが、警戒宣言が発せられました場合は、まず普通預金の払い戻し以外の業務、営業は停止ということになります。で、普通預金の払い戻しだけは暫時続けますが、その後顧客のふくそう状況などを勘案しながら、いまいちがございまして、同地の日銀支店長などと連絡をとりながら平穩裏に普通預金の払い戻し業務を停止すると、こういうことになっております。

そこで、お尋ねの、まず普通預金払い戻し停止のタイミングあるいは日銀支店長などと連絡をとる具体的な方法というようにございませうが、私どもは地震臨時金融対策連絡協議会というものをつくることにいたしております。このメンバーといたしましては、同地区におきまます財務局長、日銀支店長、県警本部長、金融団体代表者などで組織いたしまして、この協議会におきまして具体的に払い戻し停止のタイミングその他につきまして今後早急に決めていくという考え方でございませう。

どういう決め方になるか、早速、今月下旬からでも会合を開始するという予定になっておりますが、たとえば考えられますことは、警戒宣言発令以後何時間とか、これもまた、都市部と農村部では時間も異なるというようにも考えられますが、いずれもその内容はこれからの話でございませうが、そういった払い戻し停止のタイミングを決めまして、あわせましてその周知徹底を行うわけでございます。

周知徹底の方法としていろいろ具体的な話めておりますが、店頭のパスター掲示、あるいは

顧客に窓口でチラシを配布するというようなことによりまして、具体的に警戒宣言が発せられました場合に普通預金の払い戻しのタイミング、方法などがどうなるかということを事前に周知徹底しておきたい、かように考えております。

○多田省吾君 次に、払い戻し金額ですが、郵便貯金の場合には状況によっては一人につき七、八万円程度に抑える場合もあるということでありませうが、銀行の場合は払い戻し金額の限度はどうなっておりますか。

○政府委員(米里忍君) いま御指摘のございましたように、郵便局においては限度を設けるといふふうに聞いておりますが、民間金融機関につきましては、払い戻し金額に金額制限を行うことはやらないというふうに承知しております。いずれにいたしまして、具体的に決定いたしますのは今後の問題になるかと思ひます。

○多田省吾君 それから、災害発生後の対応策でありますが大蔵省によりまして、昭和三十年三月二十三日付の通達「災害地に対する金融上の措置について」に準拠するということでありませうが、現在銀行間にはオンラインで結ばれております。地震発生により、オンラインが遮断される可能性もあるわけですか。このオンラインの対応策はどうなっておりますか。

○政府委員(米里忍君) 現在、民間金融機関の各店舗間を結んでおりますオンラインは、これはかなりわが国の各業種間のオンラインの中でもいろいろな面で機能の進んだものであるというふうに聞いておりますので、もし金融機関のオンラインの機能が地震によって停止するということになりましたら、これは相当の地震であり、その他の業種のオンラインについても相当大きな影響が発生した場合だと思ひます。ただ、もしそういう状態になりましたら、直ちにこれはオフラインに切りかえまして、オフライン処理体制に移行することになりますので、日常の銀行業務については即応できるといふ準備を進めております。

○多田省吾君 次に、警戒宣言解除に關してお伺

いしますが、警戒宣言が短期日に解除されればそれは問題はないと思ひますが、場合によっては長期になる場合もあるわけですが、解除までの期間が長いと、さまざまな混乱が生ずるおそれがございます。こうした場合、どのような対応をとりますか。

○政府委員(米里忍君) 警戒宣言のことにつきまして私から答へるのが適當かどうか、あるいは適當でないかもしれませんが、私どもが承知しております警戒宣言というものは、そのときの情勢判断でございませうけれども、場合によっては数時間、あるいはせいぜい二、三日という期間であるというふうに承けております。そういう意味合いで、そう長く警戒宣言が続くという状態を実はこの警戒宣言の性格として私どもは承知しておりません。もし警戒宣言が非常に長期に続くというような状態になりますと、これは金融機関の問題のみならず、全国的に非常にいろいろな面で混乱が起ころうというやうなことであらうかと思ひます。が、その辺は、警戒宣言の解除ということについて適切な措置がとられるものと期待されております。

○多田省吾君 次に、損害保険一般のことについてお聞きしておきますが、国際緊張が高まっている中で、海運業界、損害保険業界では、船に掛ける戦争保険の一部を国が再保険の形で引き受けるよう求めていく方針だと、このようなことも聞いています。この方針ですが、大蔵省はどのように対処するつもりですか。

○政府委員(松尾直良君) いま一部中東地域におきまして、全くコマースシャルベースの、海上保険につきましても戦争割増し料率というものが適用されておると聞いております。現在、支障なくそういった形で引き受けが行われ、かつそれが国際的な再保険という形で機能しておいて、現実にそれによって支障が起きておるといふことは聞いておりません。

また、委員の御発言にございましたやうな戦争の危険に對して、何か戦争保険というやうな

ものをつくつたらどうかというやうなお話、ただいままでのところ、私ども承つたことがないわけでございます。

○多田省吾君 結構でございます。

○委員長(世耕政隆君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後零時十分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もないやうですから、討論はないものと認め、これより採決に入ります。地震保険に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

片岡君から発言を求められておりますので、これを許します。片岡君。

○片岡勝治君 私は、ただいま可決されました地震保険に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブ及び新自由クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について留意すべきである。

一、保険料率について、契約者の負担の軽減に

資するため、可能な限り低率となるよう努めること。

二、保険料率の地域区分に当たっては、危険度を反映した合理的なものとするよう努めること。

三、付保金額の限度額のあり方について、検討を加えること。

四、地震保険への加入、付保割合及び付保金額については、契約者の意思を尊重し、強制にわたることのないよう指導に万全を期すること。

五、損害査定に当たっては、その迅速な処理に資するよう、査定基準の整備を図るとともに、苦情処理機関の設置について検討すること。

六、関係省庁は連携を密にし、実態に即した耐震体制の整備に努めること。

以上でございます。

○委員長(世耕政隆君) ただいま片岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 全会一致と認めます。よって、片岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

なお、この際一言申し上げます。

本国会におきまして、政府より提案をいたしました大蔵省所管の法律案につきましては、これをもって全議案を議していただくことになりました。委員長初め委員各位の御協力に対して、心か

らお礼を申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(世耕政隆君) これより請願の審査を行います。

第六一号筑波研究学園都市移転跡地の利用に関する請願外四百七件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。理事會において協議いたしました結果を御報告いたします。

第六一号筑波研究学園都市移転跡地の利用に関する請願外四百七件は、いずれも保留とすることに意見が一致いたしました。

以上御報告いたしましたとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十九日)

一、地震保険に関する法律の一部を改正する法律案

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇四九号)

一、不公平税制改正等に関する請願(第三〇五〇号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇七一号)

一、一般消費税新設反対に関する請願(第三〇七三三号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇七九号)

一、金融機関等の週休二日制実施に関する請願(第三〇八〇号)

一、中小清酒製造業者による日本酒の生産振興に関する請願(第三〇八四号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇九四号)

一、合理的な医薬税制の確立に関する請願(第三一〇六号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三一六八号)

一、一般消費税新設反対に関する請願(第三一七二二号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三一七三三三号)(第三一七四号)

一、一般消費税新設反対に関する請願(第三一〇八号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三一〇九号)(第三二三八号)(第三二七七号)(第三二九四号)

第三〇四九号 昭和五十五年四月二十五日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願
請願者 東京都中野区中央二ノ二ノ二〇ノ四〇八 水沢光信外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三〇五〇号 昭和五十五年四月二十五日受理
不公平税制改正等に関する請願
請願者 東京都世田谷区北沢五ノ三〇ノ六 山口正外四百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一四二九号と同じである。

第三〇七一号 昭和五十五年四月二十五日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願
請願者 長崎市清水町五ノ七二 福田秋利 外四百三十一名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三〇七三三号 昭和五十五年四月二十五日受理
一般消費税新設反対に関する請願
請願者 名古屋市中千種区清住町一ノ四〇 加藤久美子外三千八百九十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三〇七九号 昭和五十五年四月二十五日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 京都市右京区太秦下刑部町一四全
相互タクシー労働組合京都支部内
堀健次外千二百五十名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三〇八〇号 昭和五十五年四月二十五日受理
金融機関等の週休二日制実施に関する請願

請願者 東京都練馬区富士見台二ノ九ノ四
池田幸子外四十二名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二八八七号と同じである。

第三〇八四号 昭和五十五年四月二十五日受理
中小清酒製造業者による日本酒の生産振興に関する請願

請願者 京都府相楽郡和束町原山西手三ノ
三 堀庄右衛門

紹介議員 佐藤 昭夫君

一、中小桶売清酒製造業者が安心して民族の酒、日本酒の生産に励むことができるよう行政指導を強めること。

二、清酒製造業者がやむなく転廃業する場合は、次のように措置すること。

1 酒造用道具、容器、機械類の買上げなどによる補償とその処分を斡旋すること。

2 転廃業資金として低利で長期の政府・貸付を保障すること。

3 地域事情等考慮のうえ、転廃業の指導、援助、斡旋を行うこと。

4 転廃業者への所得税の減免措置をとること。

三、清酒製造業者を、中小企業分野法及び中小企業事業転換対策臨時措置法適用対策業種に指定すること。

四、清酒製造業者を特定不況産業安定臨時措置法に

指定すること。
五、中小零細清酒製造業製品の販路の確保と拡大のため必要な調整、援助を行うこと。

理由

昨年七月、酒造組合中央会より「未納税取引の諸問題とその対策について」の通知によつて、酒造業界の該当業者はばう然自失し、その判断と去就に悩んでいる。そのために少ない石数の酒造業者は、過去長年にわたる注文生産の提携取引数量の過大な減石（自社は五パーセント減、桶売業者は二十五パーセント減）を強いられ、このうして取引の実績は少なくなり遂には採算を割り、やむなく転廃業に追い込まれるという状況となつてゐる。同じ酒造業でありながら、大手桶売業者の利得のために小さな桶売業者が犠牲になつてゐるが、その犠牲に対する正当な補償措置は不完全である。このように、何百年もの「のれん」と商標をもつ歴史ある清酒製造業者が廃業せられる際、その補償として全国平均約七百万円ではない、また、昭和五十五年と五十六年（五十六年で補償は打ち切り）の二年間に大手業者へ集約製造しても、わずか百万円内外の補償しか得られない状態となつてゐる。これでは、道具や機械をはじめ酒造用資産（未償却資産）の償却もできかねることも、なお、小さい酒造の容器や機械は、市場流通価値がなく処分できないことである。転業するにも蔵を空けないと何もできず、営業上はもちろん、失業のままでは生活上も困窮することになる。

第三〇九四号 昭和五十五年四月二十五日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 名古屋市中区天白町平針住宅一
二ノ二一〇七 森茂外百十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三一〇六号 昭和五十五年四月二十六日受理
合理的な医業税制の確立に関する請願

請願者 岡山市下伊福上町一五ノ八同仁医
院内 遠迫克美

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三一六八号 昭和五十五年四月二十六日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸東二ノ二七ノ
三 坂口修外八百四十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三一七二二号 昭和五十五年四月二十八日受理
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 愛知県春日井市白山町一、八二二
ノ一 藤山台地四二六ノ一〇一
加藤匡亮外二千八百七十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三一七三三三号 昭和五十五年四月二十八日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 東京都東村山市栄町二ノ一七ノ三
新藤和弘外三百八十五名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三一七四四四号 昭和五十五年四月二十八日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願（二通）

請願者 川崎市川崎区渡田新町二ノ六ノ二
伊藤弘外四百八十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三二〇八号 昭和五十五年四月三十日受理
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 愛知県豊橋市高師町西沢一〇五ノ
四 岡崎咲枝外千七百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三二〇九号 昭和五十五年四月三十日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂四ノ一四ノ
七 湯浅与四郎外四百二十六名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三二三八号 昭和五十五年四月三十日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願（二通）

請願者 千葉県八千代市下高野一四四立
石治夫外千九百九十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三二七七号 昭和五十五年五月一日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 高知市百石町三ノ九ノ一二 影山
健樹外四百九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第三二九四四号 昭和五十五年五月一日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願（二通）

請願者 山梨県甲府市下河原町三ノ一三
加納加一外百七十七名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、貸金業の規制に関する法律案(衆)
- 一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆第五一五号)
- 一、貸金業の規制等に関する法律案(衆第五三三号)
- 一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆第五四号)

貸金業の規制に関する法律案
貸金業の規制に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 登録(第三条―第十二条)
- 第三章 貸金業の規制(第十三条―第二十二條)
- 第四章 貸金業の監督(第二十三条―第二十九条)
- 第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会(第三十条―第三十三條)
- 第六章 雑則(第三十四條―第三十六條)
- 第七章 罰則(第三十七條―第四十三條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貸金業を行う者について登録その他の規制及び監督を行うことにより、貸金業の公正な運営を確保するとともに不正金融を防止し、もつて資金需要者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付け

又は金銭の貸借の媒介をする行為で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行、銀行、信託会社、保険会社、証券金融会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、塩業組合その他その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの
- 三 労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八八条の二(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む)若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体又は国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二の組合がその直接又は間接の構成員に対して行うもの
- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

2 手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、前項の金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。

3 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を行う者をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 貸金業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を行おうとするときは大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を行おうとするときは当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、二年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 法人又は法人でない社団若しくは財団である場合においては、その資本金額若しくは出資金額又は寄附財産の金額並びにその役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 四 営業所又は事務所の名称及び所在地
- 五 前項の申請書には、業務の種類及び方法を記載した書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第二百二号)の規定に違反し、又は貸付けの契約若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第八十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 第二十五条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人又は法人でない社団若しくは財団の役員又は代表者若しくは管理人(いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。以下この項において同じ。)であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法定代理人が前各号の一に該当する未成年者

六 法人又は法人でない社団若しくは財団でその役員、代表者若しくは管理人又は政令で定める使用人のうちに第一号から第四号までの一に該当する者のあるもの

七 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第四号までの一に該当する者のあるもの

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録行政庁の変更の場合における経過措置)

第七條 第三條第一項の大蔵大臣の登録を受けた者が、その登録を受けた後一の都道府県の区域内のみ営業所又は事務所を有することとなつて引き続き貸金業を行おうとするときは、その日から三十日間は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する同項の都道府県知事の登録を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の都道府県知事の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(貸金業者の届出事項)

第八條 貸金業者は、第四條第一項の申請書又はその添付書類に記載された事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 貸金業者が貸金業を三月以上の期間にわたつて休止しようとするとき、又は三月以上の期間にわたつて休止した後貸金業を再開したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 貸金業者が死亡した場合 その相続人
二 法人が合併により消滅した場合又は法人でない社団若しくは財団が合併に相当する行為により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者又はその法人でない社団若しくは財団の代表者若しくは管理人であつた者

三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人
四 法人又は法人でない社団若しくは財団が合併又は合併に相当する行為及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人、貸金業者であつた法人を代表する役員又は貸金業者であつた法人でない社団若しくは財団の代表者若しくは管理人

(登録の失効)
第九條 第七條に規定する者が同条前段に規定する場合に該当して第三條第一項の都道府県知事の登録を受けたとき、又は同項の都道府県知事の登録を受けた者がその登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き貸金業を行おうとする場合において同項の大蔵大臣の登録若しくは都道府県知事の登録を受けたときは、これらの者に係る従前の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。
二 当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

2 貸金業者が前条第三項各号(第三号を除く。)の一に該当することとなつたときは、その者に係る第三條第一項の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

(登録の消滅)
第十條 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の登録が第三條第二項、前条又は第二十五條第一項の規定によりその効力を失つたときは、その登録を消滅しなければならない。

(登録簿の閲覧)
第十一條 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない(名義貸しの禁止)

第十二條 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を行わせてはならない。
第三章 貸金業の規制
(業務処理の原則)
第十三條 貸金業者は、資金需要者である顧客に対し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

2 貸金業者は、資金需要者である顧客に対し、その者の實力又は信用に照らし、返済能力を超えたと認められる額の金銭の貸付けをしてはならない。

3 貸金業者は、資金需要者である顧客に対し、物上担保なしに主として消費生活に必要な資金に充てるための金銭の貸付けを行うに当たつては、営業所又は事務所ごとに、顧客一人につき、三十万円を超える貸付け又は貸付け期間が一年を超える契約をしてはならない。

(誇大広告等の禁止)
第十四條 貸金業者は、その業務に関して広告をするときは、金利、貸付条件その他大蔵省令で定める事項について、事実と相連する表示をしてはならない。

2 貸金業者は、その貸付けに係る金利に関して広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、その利率及び利息計算の方法を明示しなければならない。

(標識の掲示)
第十五條 貸金業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める標識を掲示しなければならない。

(契約の内容となるべき事項の揭示等)
第十六條 貸金業者は、その営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法又は金銭の貸借の媒介手数料の額その他貸金業に係る契約の内容となるべき事項を掲示しなければならない。

2 前項の利息計算の方法の揭示については、具体的な例を表示してしなければならない。

3 貸金業者は、第一項に規定する事項に係る揭示の内容と異なり、かつ、顧客の不利となるような契約をしてはならない。

4 前項の規定に違反する契約は、その違反する部分については、当該揭示の内容によりされたものとみなす。

(白紙委任状の取得の禁止)

第十七條 貸金業者は、貸付けの契約について、債務者又は保証人から白紙委任状を取得してはならない。

(書面の交付)

第十八條 貸金業者は、貸付けの契約を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付の場合にあつては、これに準ずるものとして大蔵省令で定める事項)について契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸付金の額及び貸付けの年月日
二 返済金(利息の支払分を含む。以下同じ。)の返済の時期及び方法

三 返済金の額(分割返済の場合にあつては、返済金の総額及び各回の返済金の額)
四 利率、利息計算の方法及び利息の額(分割返済の場合にあつては、利息の総額及び各回の利息の額)

五 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(受取証書の交付)

第十九條 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部の返済(利息の支払を含む。以下同じ。)を受けたときは、次の各号に掲げる事項(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付に係る場合にあつては、これに準ずるものとして大蔵省令で定める事項)を記載した書面を、当該返済をした者に交付しなければならない。

一 貸付金の額及び貸付けの年月日
二 当該返済金の額及び当該返済金のうち元本

又は利息へ充当された金額
三 当該返済後において返済されていない金額
四 当該返済の年月日
五 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項
(取立て行為に関する規制)

第二十条 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てに関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一 正当な理由がなく、午後十時から翌日の午前六時までの間に、金銭の貸付けの契約の相手方(以下「借主」という)、保証人又はこれらの者の親族の住居をみだりに訪問し、又はこれらの者に電話をすることにより、その私生活の平穩を妨げる行為
二 借主、保証人又はこれらの者の親族に対し、威迫を交えた言動その他悪質又は著しく不当な方法により、これらの者を困惑させる行為

三 借主又は保証人の親族に対し、当該借主又は保証人に係る債務の支払を強要し、又は当該債務の引受け若しくは保証を強要する行為
(債権譲渡等の規制)
第二十一条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けの契約に基づいて発生したことその他大蔵省令で定める事項並びにその者が当該債権に関する行為について第十七条から前条まで、第二十九条及びこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七条から前条まで、第二十九条及び前項の規定は、貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(前条及び第二十九条を除く。)中「貸金業者

は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、前条中「貸金業者又は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者又は」と、第二十九条第一項中「当該都道府県の区域内で貸金業者が行う者」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所)を有するもの」と読み替へるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託(以下「債権譲渡等」という。)をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり前条(前項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯すおそれが明らかである者(以下「取立て制限者」という。)であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。
(帳簿の備付け)
第二十二条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに帳簿を備え、借主ごとに貸付金の額及び貸付けの年月日並びに返済金の額及び返済の年月日その他大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四章 貸金業の監督
(指示)
第二十三条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対して、必要な指示をすることができる。
一 この法律又は出資の受入れ、預り金及び金

利等の取締りに関する法律の規定に違反したとき。

二 業務に関し不当若しくは不誠実な行為をしたとき、又は不当若しくは不誠実な行為をするおそれが大きいと認められるとき。

三 業務に関し第一号に規定する法律以外の法令に違反し、貸金業者として不適当であると認められるとき。

(業務の停止)

第二十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
一 第十二条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条から第二十条まで、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二条又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第一条、第二条第一項、第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に違反したとき。

二 債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。
イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。
ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり第二十条(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯したとき。

三 前条の規定による指示に従わないとき。
四 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分違反したとき。
2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の取消し)
第二十五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消さなければならない。
一 第六条第一項各号(第四号を除く。)の一に該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

三 前条第一項の規定による業務の停止の処分違反したとき。
四 前条第一項の規定による業務の停止の処分を受けた場合において、当該処分の日から三年以内に再び同項の規定による業務の停止の処分を受けたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
(聴聞)
第二十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十四条第一項又は前条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(監督処分等の公告)
第二十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(業務報告書)

第二十八條 貸金業者は、事業年度(事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする。)ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後三月以内に、その登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを営業所又は事務所に備えて置かなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ、期間を定めてその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その提出を延期することができる。

(報告及び検査)

第二十九條 大蔵大臣は貸金業を行うすべての者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内で貸金業を行う者に対して、貸金業の公正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、その営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

合会

(貸金業協会)

第三十條 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に主たる営業所又は事務所有する貸金業者を会員とし、会員たる貸金業者の貸金業に係る法令の遵守、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、貸金業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会(以下「協会」という。)は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 会員の行う貸金業に関し、契約の内容を適正ならしめるため必要な調査、指導、連絡、勧告、研修その他の業務

二 会員の行う貸金業に関し、過大な担保の要求その他資金需要者である顧客の利益を不当に害する行為を防止するため必要な調査、指導、苦情の処理、連絡、勧告その他の業務

三 前二号に掲げるもののほか、会員の行う貸金業に関し、その適正な運営を図るため必要な業務

4 協会は、前項の業務のほか、貸金業者及び貸金業を行う者とする者に対し必要な研修を行うことができる。

(全国貸金業協会連合会)

第三十一條 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」という。)は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡調整並びに協会及びその会員に対する指導、助言及び勧告を行うことを目的とする。

(協会及び連合会の名称の使用制限)

第三十二條 協会及び連合会でない者は、貸金業協会若しくは全国貸金業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。

(監督命令等)

第三十三條 大蔵大臣は連合会に対して、都道府県知事は協会に対して、連合会又は協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導、助言若しくは勧告をすることができる。

2 大蔵大臣は連合会に対して、都道府県知事は協会に対して、連合会又は協会の運営がこの法律の目的に適合していないと認めるときは、監督上必要な命令をすることができる。

第六章 雑則

(登録免許税及び手数料)

第三十四條 第三条第一項の大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定めるところにより登録免許税を、同項の都道府県知事の登録を受けようとする者及び同条第二項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

(登録の取消し等に伴う取引の結了)

第三十五條 第三条第二項若しくは第九条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第二十五條第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該貸金業者であつた者又はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

(省令への委任)

第三十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七章 罰則

第三十七條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して貸金業を行った者

二 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者

三 第十二條の規定に違反して他人に貸金業を行わせた者

四 第二十四條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十八條 第十四條第一項若しくは第二項、第十五條、第十六條第一項から第三項まで又は第十七條から第二十條まで(第二十一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の申請書又はその添付書類に虚偽の届出をした者

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第二十二條の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第二十八條の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記載をし、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えて置かなかつた者

六 第二十九條第一項(第二十一條第二項において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十條 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該法人でない社団又は財団の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十一條 第三十三條第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽

の資料の提出をした場合には、その違反行為をした連合会又は協会の役員、代理人、使用人その他の従業者を三十万円以下の罰金に処する。

2 連合会又は協会の役員、代理人、使用人その他の従業者がその連合会又は協会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その連合会又は協会に対しても同項の刑を科する。

第四十二条 第八条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第三十三条第二項の規定による大蔵大臣又は都道府県知事の命令に違反した場合には、その違反行為をした連合会又は協会の役員を三十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過する日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第七条第一項の規定による届出をして貸金業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六月間は、第三条第一項の登録を受けなくても引き続き貸金業を行うことができる。その者がその期間内に第四条第一項の申請書を提出した場合において、その期間を経過したときは、その登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 第三章、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第二十九条及び第三十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む）は、前項の規定により引き続き貸金業を行うことができる者に適用する。この場合において、当該引き続き貸金業を行うことができる者は、第三条第一項の登録を受けた貸金業者とみなす。（貸金業者の自主規制の助長に関する法律の廃止）

第三条 貸金業者の自主規制の助長に関する法律は、廃止する。

（貸金業者の自主規制の助長に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による廃止前の貸金業者の自主規制の助長に関する法律第十四条に規定する場合に該当した者に対する業務の停止については、同条及び同条に係る罰則の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に存する庶民金融業協会又は全国庶民金融業協会連合会は、この法律の施行の日から六月間は、それぞれ、この法律による協会又は連合会とみなす。

3 前項に規定する庶民金融業協会又は全国庶民金融業協会連合会は、それぞれ、同項に規定する期間内に、第五章の規定に適合するようにその定款を変更し、民法第三十八条第二項の認可を受けて、この法律による協会又は連合会となることができる。

（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正）

第五条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名中「受入」を「受入れ」に、「取締等」を「取締り」に改める。

第七条及び第八条を削り、第九条中「第七条」を「前条」に改め、同条を第七条とする。

第十条を削り、第十一条を第八条とする。

第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第九条とする。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵省設置法の一部改正）

第八条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号の次に次のように加える。

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監督すること。

第十二条第一項第十六号中「貸金業の実態を調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に関するもの」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査に関するもの」を加える。

（貸金業者の登録）

二十四の二 貸金業者の登録

貸金業の規制に関する法律（昭和五十五年法律第九号）第三條第一項（登録）の大蔵大臣がする貸金業者の登録（登録の更新を除く）

登録件数 一件につき九万円

（施行期日）

1 この法律は、貸金業の規制に関する法律（昭和五十五年法律第九号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第一項中「三十六・五パーセント」とあるのは「五十四・七五パーセント」と、「三十六・六パーセント」とあるのは「五十四・九パーセント」と、「〇・一五パーセント」と読み替えるものとする。ただし、質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第一条第二項に規定する質屋については、この限りでない。

（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした利息（債務の不履行について予定される賠償額を含む）の受領に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（質屋営業法の一部改正）

4 質屋営業法の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 質屋に対する出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五条第一項の規定の適用については、同項中「三十六・五パーセント」とあるのは「百九・五パーセント」と、「三十六・六パーセント」とあるのは「百九・八パーセント」と、「〇・一五パーセント」とあるのは「〇・三パーセント」とする。

貸金業の規制等に関する法律案
貸金業の規制等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 登録(第三条―第十二条)
- 第三章 貸金業の規制(第十三条―第二十三条)
- 第四章 貸金業の監督(第二十四条―第三十一条)
- 第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会(第三十二条―第三十八条)
- 第六章 雑則(第三十九条―第四十二条)
- 第七章 罰則(第四十三条―第四十七条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貸金業を行う者について登録その他の規制及び監督を行うことにより、貸金業の公正な運営を確保するとともに不正金融を防止し、もつて資金需要者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行、銀行、信託会社、保険会社、証券金融会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、塩業組合その他その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの
- 三 労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法

律第二百十号)第百八条の二(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体又は国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二の組合がその直接又は間接の構成員に対して行うもの

- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を行う者をいう。
- 3 この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 貸金業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を行おうとするときは大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を行おうとするときは当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該登録に係る大蔵大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この章及び第二十七条において同じ。)である場合においては、その資本金額若しくは出資金額又は寄附財産の金額並びにその役員又は代表

者若しくは管理人の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

- 三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 四 営業所又は事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、業務の種類及び方法を記載した書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 四 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第百二二号)の規定に違反し、又は貸付けの契約若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑

法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

五 第二十六条第一項又は第二十七条の規定により登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として大蔵省令で定めるものを含む。以下この項、第八条第二項及び第二十七条において同じ。)であつた者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。)

六 貸金業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法定代理人が前各号の一に該当する未成年者

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録行政庁の変更の場合における経過措置)

第七条 第三条第一項の大蔵大臣の登録を受けた者が、その登録を受けた後一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつて引き続き貸金業を行おうとするときは、その日から三十日間、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する同項の都道府県知事の登録を受けているものとみなす。その者がその期間内に

同項の都道府県知事の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(貸金業者の届出事項)

第八条 貸金業者は、第四条第一項の申請書又はその添付書類に記載された事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

一 貸金業者が死亡した場合 その相続人
二 法人が合併(人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。第四号において同じ。)により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散(人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為)をした場合 その清算人(人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者)
五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

(登録の失効)

第九条 第七条に規定する者が同条前段に規定する場合に該当して新たに第三条第一項の都道府県知事の登録を受けたとき、又は同項の都道府県知事の登録を受けた者がその登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き貸金業を行おうとする場合において新たに同項の大蔵大臣の登録若しくは都道府県知事の登録を受けたときは、これらの者に係る従前の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。
二 当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

2 貸金業者が前条第二項各号の一に該当することとなつたときは、その者に係る第三条第一項の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

第十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条の規定により登録が効力を失つたとき、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条の規定により登録を取り消したときは、当該貸金業者の登録を消除しなければならぬ。

(登録簿の閲覧)
第十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならぬ。

(名義貸しの禁止)
第十二条 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を行わせてはならぬ。

第三章 貸金業の規制
(業務処理の原則)
第十三条 貸金業者は、資金需要者である顧客に対し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

2 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人とならうとする者の資力又は信用に照らし、その者の返済能力を超えたと認められる貸付けの契約を締結してはならない。

(誇大広告等の禁止)
第十四条 貸金業者は、その業務に関して広告をするときは、金利、貸付条件その他大蔵省令で定める事項について、事実と相違する表示をしてはならない。

2 貸金業者は、その貸付けに係る金利に関して

広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、その利率及び利息計算の方法を明示しなければならない。

(標識の掲示)

第十五条 貸金業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める標識を掲示しなければならない。

(契約の内容となるべき事項の揭示等)

第十六条 貸金業者は、その営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法又は金銭の貸借の媒介手数料の額その他貸付けの契約の内容となるべき事項を揭示しなければならない。

2 前項の利息計算の方法の揭示については、具體的な例を表示しなければならない。
3 貸金業者は、第一項に規定する事項に係る揭示の内容と異なり、かつ、顧客の不利益となるような貸付けの契約をしてはならない。

4 前項の規定に違反する契約は、その違反する部分については、当該揭示の内容によりされたものとみなす。

(白紙委任状の取得の制限)

第十七条 貸金業者は、貸付けの契約について、債務者又は保証人から白紙委任状を取得してはならない。

(書面の交付)

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付の場合にあつては、これに準ずるものとして大蔵省令で定める事項)についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十三条において同じ。及び貸付けの年月日
二 返済金の返済の時期及び方法
三 返済金の額(分割返済の場合にあつては、

返済金の総額及び各回ごとの返済金の額)
四 利率、利息計算の方法及び利息の額(分割返済の場合にあつては、利息の総額及び各回ごとの利息の額)

五 返済金を当該返済の時期までに返済しなかつた場合の措置に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(受取証書の交付)

第十九条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部の返済を受けたときは、次の各号に掲げる事項(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付に係る場合にあつては、これに準ずるものとして大蔵省令で定める事項)を記載した書面を当該返済をした者に交付しなければならない。

一 貸付けの金額及び貸付けの年月日
二 当該返済金の額及び当該返済金のうち元本又は利息へ充当された金額
三 当該返済後において返済されていない金額
四 当該返済の年月日
五 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(債権証書の返還)

第二十条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の返済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその返済をした者に返還しなければならない。

(取立て行為に関する規制)

第二十一条 貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てに関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一 正当な理由がなく、午後十時から翌日の午前六時までの間に、債務者、保証人又はこれらの者の親族の住居をみだりに訪問し、又はこれらの者に電話をすることにより、その私

生活の平穩を妨げる行為

二 債務者、保証人又はこれらの者の親族に対し、威迫を交えた言動その他悪質又は著しく不当な方法により、これらの者を困惑させる行為

三 債務者又は保証人の親族に対し、当該債務者又は保証人に係る債務の弁済を強要し、又は当該債務の引受け若しくは保証を強要する行為

(債権譲渡等の規制)

第二十二條 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に對し、当該債権が貸金業者の貸付けの契約に基づいて発生したことその他大蔵省令で定める事項並びにその者が当該債権に關してする行為について第十七條から前條まで、第三十一條及びこの項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七條から前條まで、第三十一條及び前項の規定は、貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（前條及び第三十一條を除く。）中「貸金業者」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者」と、前條中「貸金業者又は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者又は」と、第三十一條第一項中「当該都道府県の区域内において貸金業を営む者」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所を有するもの）」と読み替へるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方

が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり前條（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰ニ關スル法律の罪を犯すおそれが明らかである者（以下「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

(帳簿の備付け)

第二十三條 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの金額及び貸付けの年月日並びに返済金の額及び返済の年月日その他大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四章 貸金業の監督

(指示)

第二十四條 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該當する場合においては、当該貸金業者に対して、必要な指示をすることができ、

一 この法律又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の規定に違反したとき。

二 業務に關し不当若しくは不誠実な行為をしたとき、又は不当若しくは不誠実な行為をするおそれが大きいと認められるとき。

(業務の停止)

第二十五條 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該當する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八條第一項、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條第一項から第三項まで、第十七條から第二十一條まで、第二十二條第一項（同條第二項においてこれらの規定を準用する

場合を含む。）又は第二十三條の規定に違反したとき。

二 債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該當することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり第二十一條（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰ニ關スル法律の罪を犯したとき。

三 前條の規定による指示に従わなかつたとき。

四 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分違反したとき。

五 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第十二條の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰ニ關スル法律の罪を犯したとき。

2 第六條第二項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

(登録の取消)

第二十六條 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該當する場合においては、その登録を取り消さなければならない。

一 第六條第一項各号（第二号及び第五号を除く。）の一に該當するに至つたとき。

二 第七條前段又は第九條第一項各号の一に該當して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三條第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三條第一項の登録を受けたとき。

四 前條第一項各号の一に該當し情状が特に重いつき、又は同項の規定による業務の停止処分違反したとき。

五 前條第一項の規定による業務の停止の処分を受けた場合において、当該処分の日から三年以内に再び同項各号の一に該當するに至つたとき。

2 第六條第二項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

(所在不明者の登録の取消)

第二十七條 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

(聴聞)

第二十八條 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十五條第一項又は第二十六條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相當な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害關係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(監督処分の公告)

第二十九條 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十五條第一項又は第二十六條第一項の規定によ

る処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(業務報告書)

第三十条 貸金業者は、事業年度(事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする。)ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後三月以内に、その登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを営業所又は事務所へ備えなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において期間を定めあらかじめその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その提出を延期することができる。

2 前項の業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三十一条 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に営業所若しくは事務所へ立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

(貸金業協会)

第三十二条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 貸金業協会(以下「協会」という。)は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- 二 会員の営む貸金業に関し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務
- 三 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決
- 四 貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に対する研修
- 五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止
- 六 その他協会の目的を達成するため必要な業務

(加入)

第三十三条 協会は、貸金業者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(大蔵大臣又は都道府県知事に対する協力)

第三十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(会員名簿の閲覧)

第三十五条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(全国貸金業協会連合会)

第三十六条 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法

第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」という。)は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とする。

(名称の使用制限)

第三十七条 協会及び連合会でない者は、貸金業協会又は全国貸金業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。

2 協会に加入していない者は、貸金業を営むについて、貸金業協会会員の名称又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十八条 大蔵大臣は連合会に対して、都道府県知事は協会に対して、連合会又は協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(登録免許税及び手数料)

第三十九条 第三条第一項の大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定めるところにより登録免許税を、同項の都道府県知事の登録を受けようとする者及び同条第二項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

(登録の取消し等に伴う取引の結了)

第四十条 貸金業者について、第三条第二項若し

くは第九条の規定により登録が効力を失つたとき、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条の規定により登録が取り消されたときは、当該貸金業者であつた者又はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を終了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

(権限の委任)

第四十一条 大蔵大臣は、地方支分部局の長に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

(省令への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手續きその他この法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七章 罰則

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して貸金業を行つた者

二 不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者

三 第十二条の規定に違反して他人に貸金業を行わせた者

四 第二十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第四十四条 第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項から第三項まで又は第十七条から第二十一条まで(第二十二条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の申請書又はその添付書類に

虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十三條の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第三十條第一項の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記載をし、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えなかつた者

六 第三十一條第一項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第三十七條第二項の規定に違反した者

八 第三十八條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十六條 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十七條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第八條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第三十五條の名簿の閲覧を拒んだ者

三 第三十七條第一項の規定に違反した者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超す日から施行する。

（貸金業者の自主規制の助長に関する法律の廃止）

第二条 貸金業者の自主規制の助長に関する法律（以下「旧自主規制法」という。）は、廃止する。（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第七條第一項の規定による届出をして第二條第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間（当該期間内に第六條第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、第三條第一項の登録を受けなくても、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き貸金業を営むことができる者については、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第三章、第二十四條、第二十五條、第二十八條、第二十九條、第三十一條及び第四十條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四十條中「第三條第二項若しくは第九條の規定により登録が効力を失つたとき、

又は第二十六條第一項若しくは第二十七條の規定により登録が取り消されたときは」とあるのは、「附則第三條第一項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは」とする。

第四条 第三十二條第一項の規定による貸金業協会又は第三十六條第一項の規定による全国貸金業協会連合会が設立されるまでの間は、この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第三條第一項の規定による庶民金融業協会又は旧自主規制法第十二條第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会については、旧自主規制法第二章（第四條を除く。）、第三章及び第十六條の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第三條第一項の規定による庶民金融業協会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十二條第一項の規定による貸金業協会になるために必要な定款の変更の認可を都道府県知事に申請することができる。当該庶民金融業協会は、この期間内に当該定款の変更の認可を申請しなかつたときは当該期間の経過する日に、当該定款の変更の認可を申請した場合において認可しないう旨の処分があつたときは当該処分があつた日に解散する。

3 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第十二條第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十六條第一項の規定による全国貸金業協会連合会になるために必要な定款の変更の認可を大蔵大臣に申請することができる。この場合において、前項後段の規定は、当該全国庶民金融業協会連合会について準用する。

2 第四の二 貸金業者の登録

貸金業の規制に関する法律（昭和五十五年法律第九号）第三條第一項（登録）の大蔵大臣がする貸金業者の登録（登録の更新を除く。）

登録件数 一件につき九万円

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二條第一項の規定による貸金業協会が設立されるまでの間は、旧自主規制法第三條第一項の規定による庶民金融業協会に第三十四條の協力をさせることができる。

第六条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四條の規定による業務の停止については、なお従前の例による。

（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正）

第七条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名中「受人」を「受入れ」に「取締等」を「取締り」に改める。

第七条及び第八条を削り、第九条中「第七条」を「前条」に改め、同条を第七条とする。

第十条を削り、第十一条を第八条とする。

第十二條を削り、第十三條中「前二條」を「前条」に改め、同条を第九条とする。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第四條第一項の規定によりその効力を有するものとされる旧自主規制法第二章の規定に係る罰則の規定に該当するものと及ぶ附則第六條の規定により従前の例によることとされる業務の停止の命令に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正）

第九条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加える。

この請願の趣旨は、第三四二二号と同じである。

第三四二二号 昭和五十五年五月八日受理

松本営林署庁舎改築に伴う跡地払下げに関する請願

請願者 長野県松本市蟻ヶ崎一丁目長野県

松本蟻ヶ崎高等学校内 木下正義

外一名

紹介議員 柳澤 鎌造君

松本営林署庁舎の老朽化に伴う改築にあつては、できうれば、他に所有の適当な場所に移転改築し、その跡地を青少年教育の場として、長野県松本蟻ヶ崎高等学校に払い下げられたい。

理由

長野県松本蟻ヶ崎高等学校は明治三十三年に松本地方における女子教育の場として松本営林署に隣接する現在地に開校し、八十一年の間、数多くの有為な人材を輩出してきた。開校当時は定員六百名の生徒数で足したが、その後、時代の要請により年々増加し、現在は二十四学級、千三百三十五名に増大している。この間狭隘な校地の拡張に鋭意努力し隣接地の買収を重ねてきたが、急激な生徒増にはこたえられず、辛うじて増築校舎の敷地を確保するのみにとどまり、グラウンド面積（約一万平方メートル）は増加することなく、現在、校地の総面積も二万八千六百六十平方メートルにとどまっている。この面積は高等学校設置基準のわずか三分の一にも満たず、教育の隘路となつてゐる。更に昭和五十年四月からは時代の強力な要請と教育正常化のため、男女共学を実施せざるをえなくなり男子生徒も三十パーセントに達している。これら生徒の授業やクラブ活動には、この狭隘なグラウンド内でテニス、サッカー、ハンドボール、陸上競技などがひしめきあつて活動し、危険を伴い、発育盛りの生徒の正常な教育活動に支障を来している。また、周辺一体は都市化に伴い、すべて住宅地となり本校を取り囲み拡張の余地はなく

苦慮している。

第三四二二号 昭和五十五年五月八日受理

医療税制確立等に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町東新町八〇渡

辺医院内 渡辺昇外四十九名

紹介議員 安武 洋子君

一、医療経営の安定と近代化、医療の向上を保障する医療にふさわしい税制を早急に確立するため、次のような改善を図ること。

1 医療所得と個人所得に分離し、医師の高度の専門性にふさわしい十分な報酬を給与所得として認めること。また、医療の公共性、社会保険による制約等に見合つた医療基礎控除（仮称）を設けること。

2 医療法を改正し、医師一人であつても法人化できるようにすること。

3 医療相続人が引き続き医療を継続する場合、医療用固定資産及び医療法人資産に係る相続税は納税猶予措置を講ずること。

4 医事紛争準備金・医療研究開発準備金・休業保障準備金等を設けること。

5 救急医療の執行に係る報酬については分離課税とすること。

6 これまで長期にわたり概算経費率方式（租税特別措置法第二十六条）が認められてきたことを考慮し、現行の概算経費率方式を存続させ、かつ、経費率の刻み、収入金額をスライドすること。

二、一般消費税の新設など大衆増税はやめること。

理由

昭和二十九年に議員立法で成立して以来、四半世紀続いた租税特別措置法第二十六条、いわゆる「二十八パーセント」税措置は収入別五段階階級制に改定された。しかし、現行の医療税制は依然として未整備のままである。同特措法を改定した第八十七回国会の衆議院大蔵委員会でも、全党が一

して「社会保険診療報酬課税の特例については、社会保険診療報酬の推移、医療のもつ特殊性とその健全経営の確保等を総合的に配慮しつつ、合理的な税制のあり方をさらに検討すること」との附帯決議を採択した。このように、医療経営の安定と近代化、医療の向上を保障する医療にふさわしい税制を早急に確立させることが必要である。また、政府は財政危機を理由にして、一般消費税の新設をはじめ、大衆増税を強行しようとしている。この一般消費税は、物価高騰・重税の押し付け、更に不況を長引かせて国民の生活、医療の経営を圧迫する天下の悪税である。この財政危機は、大企業・大資産家を優遇する不公正な税制を是正し、不要不急の経費を削減すれば解決できるものである。

第三四三〇号 昭和五十五年五月八日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 愛媛県松山市堀江町甲六五九ノ七

二村上和芳外二百九十八名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三四四六号 昭和五十五年五月八日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 大阪府和泉市太町四二〇 成田重

司外千九百九十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二九九〇号と同じである。

第三五八五号 昭和五十五年五月九日受理

一般消費税新設反対に関する請願（二通）

請願者 東京都分等市南町三ノ四ノ二〇

高田米作外二千三百三十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三六一四号 昭和五十五年五月九日受理

在外財産補償の法的措置に関する請願

請願者 岩手県盛岡市神明町三ノ四 相良

政行外一万八千八百十名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三四二二号と同じである。

第三六四三三号 昭和五十五年五月九日受理

一般消費税新設反対に関する請願

請願者 大阪府箕面市今宮二四四ノ一一

滑川一彦外千八百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三六七七号 昭和五十五年五月十日受理

一般消費税新設反対に関する請願（一通）

請願者 名古屋守山区小幡東島三、〇〇

七ノ三二〇 岡田昭外八千八百五十名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三六七八号 昭和五十五年五月十日受理

一般消費税新設反対に関する請願

請願者 岐阜市下川町一ノ三 古川一子外

七百二十四名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第三八二九号 昭和五十五年五月十二日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 長崎県佐世保市日宇町二、五六四

ノ二 夏秋幸雄外三十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一八七一号と同じである。

第三八五四号 昭和五十五年五月十二日受理
在外財産補償の法的措置に関する請願

請願者 山形市旅籠町三ノ四ノ五一引揚者

紹介議員 団体山形県連合会内 長谷川吾一
安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第三四一一号と同じである。

第三八五五号 昭和五十五年五月十二日受理
在外財産補償の法的措置に関する請願

請願者 山形市旅籠町三ノ四ノ五一引揚者

団体山形県連合会内 結城吉之助
外一名

紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第三四一一号と同じである。

第三九〇九号 昭和五十五年五月十二日受理
中小清酒製造業者による日本酒の生産振興に関する請願(二通)

請願者 京都府中郡大宮町周枳九五四 白

杉治外十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三〇八四号と同じである。

第三九三七号 昭和五十五年五月十二日受理
在外財産補償の法的措置に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西一〇丁目

根本弘二郎外一万七千四百三十四
名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三四一一号と同じである。

第三九四五号 昭和五十五年五月十二日受理
公立高校用地確保のための筑波移転跡地払下げ等
に関する請願

請願者 東京都東村山市諏訪町二ノ七ノ三

一 石川二郎外千名

紹介議員 原 文兵衛君

希望するすべての子どもに行き届いた高校教育を
保障し、昭和五十五年以降の中学卒業生の急増
に対応するため、次の事項について実現を図られ
たい。

一、公立高校用地確保のため、筑波移転跡地(目
黒区駒場・世田谷区祖師谷・小平・田無・東村
山)及び基地(キャンブ朝霞・グランドハイツ・
大和・立川・関東村)の優先払下げを早期に実
現すること。

二、公立高校用地確保のため、新たに助成措置を
講ずること。

第三九五九号 昭和五十五年五月十二日受理

在外財産補償の法的措置に関する請願

請願者 神戸市兵庫区塚本通八ノ一ノ一

藤岡重司

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三四一一号と同じである。